

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない場合、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約を結んだり、預貯金や不動産などの財産管理をしたりすることが難しい場合があります。また、悪質商法や詐欺などの被害にあう恐れもあります。このような場合において、障がい者が不利益を受けないように保護し、支援するのが成年後見制度です。

本市では、制度が始まった平成12年(2000)当初から制度の利用促進に積極的に関わり、「出雲成年後見センター」と市社会福祉協議会(いずも権利擁護センター)と連携し、成年後見制度の利用促進に努めています。また、平成29年(2017)3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度利用者がその人らしく、安心して地域生活を送ることができるよう、制度の運用や地域連携ネットワークづくりに一層努めます。

① 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

成年後見制度の利用が望ましい者で、親族がいない場合や親族からの成年後見申立て手続きが期待できない場合は、本人保護のため、市長による申立てを行います。この場合、本人の所得に応じて、申立て費用は市が負担します。また、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任した後に、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な場合は市が助成し、本人の財産や生活を守ることができるよう支援しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、報酬助成については計画値を上回っています。

第6期においては、近年の実績から、横ばいになると見込みます。

また、成年後見人等が適切な活動を行うことで、本人の生活を守ることができるよう、成年後見センター、市社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、入所施設等とのネットワークづくりを進め、さらに連携を強化していきます。

単位:件/年

市長申立て	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	2	2	2	3	3	3	3	3	3
実績	2	3	1	4	3	4			

報酬助成	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	4	4	4	4	4	4	8	8	8
実績	3	3	7	9	8	10			

② 成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容、達成状況及び目標】

権利擁護支援の必要なケースが多様化する中、個人の後見人等では対応が困難な場合があることから、個人後見の他に社会福祉法人、社団法人、NPO などの法人が成年後見人等となり、判断能力が十分でない方を支援する「法人後見」があります。本市では、市社会福祉協議会が法人後見を実施しています。

法人後見には、被後見人が比較的若年である場合などに長期的（継続的）に後見業務が行えることや、複数の分野の担当者で対応することにより専門的支援を行うことができるというメリットがあります。組織として被後見人に寄り添うことができるよう、引き続き法人後見の取組を支援し、普及と啓発に努めます。

③ 市民後見推進事業

【事業内容、達成状況及び目標】

成年後見制度が始まった当初は、本人の親族が成年後見人等になることがほとんどでしたが、全国においては、平成24年（2012）に親族以外の第三者が後見人（第三者後見人）に選任される件数が全体の半数を超え、令和元年（2019）には第三者後見人が全体の約78%となっています。

本市においても、第三者後見人の必要性がさらに増えることが予想される中、「市民後見人」の養成を行い、平成30年（2018）に、2名の市民後見人が誕生しました。

第6期においても、関係機関の協力のもと市民後見人バンク登録者の活動を支援するとともに、市民後見人の次期養成についても検討します。

(5) 意思疎通支援事業

【事業内容】

ろう者、難聴者、中途失聴者など聴覚障がい者の社会参加促進を図ることを目的として、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣事業を行うとともに、意思疎通支援者の養成を目的として、手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）を隔年で実施しています。

（※手話普及推進条例やその他の事業については、75ページに記載）

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、手話通訳等登録者数は計画値を上回り、派遣事業実利用者数及び手話奉仕員新規登録者数は、計画値を下回っています。

第6期においては、手話通訳等登録者数について、新規登録者が見込まれることから、増加を見込みます。派遣事業実利用者数については、近年利用者が固定化している傾向にあるため、横ばいになると見込みます。

また、手話普及推進条例に基づき、県とともに手話通訳者や要約筆記者等の人材確保に努めていきます。

単位：人/年

手話通訳等 登録者数	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	140	140	140	150	150	150	177	178	195
実績	137	136	149	148	164	164			
対前年比	98%	99%	110%	99%	111%				

派遣事業 実利用者数	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	45	45	45	50	50	50	45	45	45
実績	41	42	42	44	41	41			
対前年比	98%	102%	100%	105%	93%				

手話奉仕員 新規登録者数	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	15	-	15	-	20	-	16	-	17
実績	9	-	12	-	16	-			
対前年比	60%	-	133%	-	133%				

(6) 日常生活用具給付事業

【事業内容】

日常生活を営むことに支障がある障がい者に対し、日常生活用具及び住宅改修費を給付します。

【達成状況及び目標】

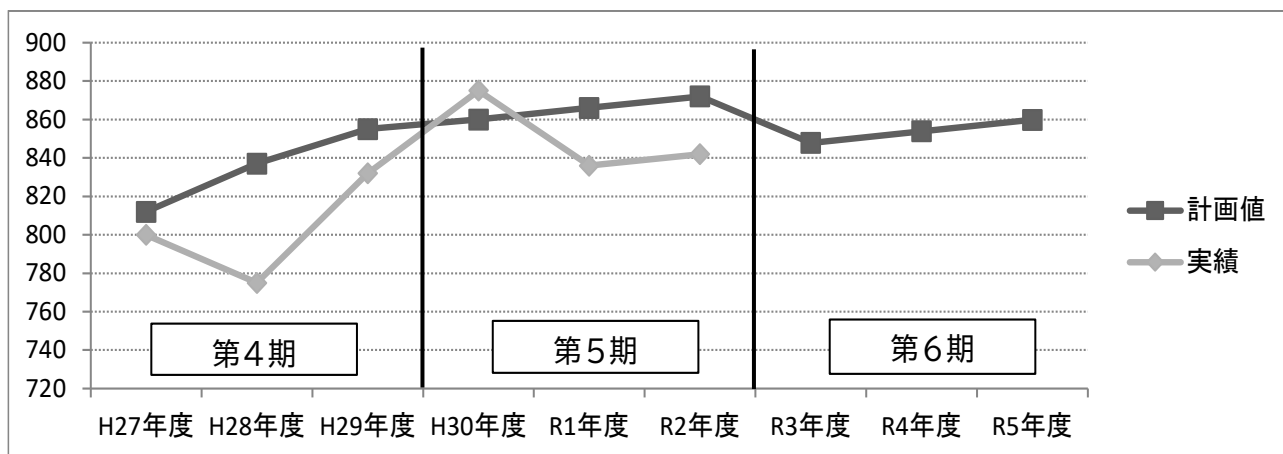
第5期中の実績はおおむね計画値どおりとなっています。給付件数の約8割が排泄管理支援用具（ストーマ装具等）で、身体障がい者手帳（ぼうこう・直腸）の新規所持者への給付があり、微増傾向です。

また、給付種目については、要望を把握し、平成30年度（2018）は人工内耳用バッテリーユニット、令和元年度（2019）はタブレットを追加しました。

第6期においては、近年の実績により、ゆるやかな利用増を見込みます。給付にあたっては、用具の要望等を的確に把握し、給付品目等の見直しを随時検討していきます。

単位：件/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	812	837	855	860	866	872	848	854	860
実績	800	775	832	875	836	842			
対前年比	99%	97%	107%	105%	96%				



(7) 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障がい者に対して、通勤・通学、障がい福祉サービスの利用に係る送迎や余暇活動等社会参加に係る外出の支援を行っています。本市では、地域生活支援事業開始の平成18年(2006)10月から通勤・通学での利用を積極的に推進してきました。

さらに、平成29年(2017)7月からは幼児の円滑な通学支援のため特別支援学校幼稚部の通学も対象としました。また、障がい者一人に対する個別移動支援のほか、複数の障がい者に対する集団移動支援も実施しています。

【達成状況及び目標】

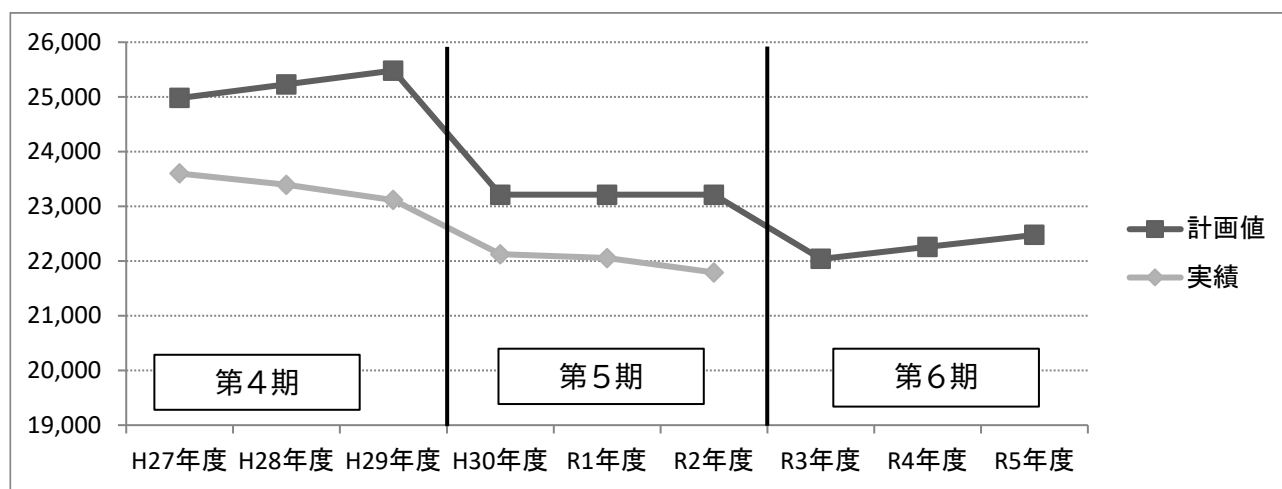
第5期中の実績は、利用件数が減少したことにより計画値を下回りました。

利用者の内訳をみると全体の30%弱が児童となっており、近年この傾向が続いています。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケート結果からサービス提供事業所の新規参入はありませんでしたが、引き続き利用意向はあることから、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位:時間/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	24,982	25,231	25,483	23,214	23,214	23,214	22,040	22,260	22,480
実績	23,603	23,393	23,117	22,124	22,054	21,792			
対前年比	100%	99%	99%	96%	100%				
年間利用者数	422	423	425	401	402	397	400	404	408



(8) 地域活動支援センター**【事業内容】**

障がい者の通所を通して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として事業を実施しています。

① 障がい者生活介護型

利用対象者は、施設入所者のうち障がい支援区分3（50歳以上は障がい支援区分2）、施設入所者以外では障がい支援区分2（50歳以上は障がい支援区分1）以下と認定された身体障がい者、知的障がい者、難病患者等で、機能訓練や社会適応訓練等が必要と認められる者に対し実施する事業です。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、毎年度4名の利用があり、ほぼ計画値どおりとなりました。

第6期においては、近年の実績から、横ばいになると見込みます。

単位：人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	8	8	8	5	5	5	4	4	4
実績	8	4	4	4	4	4			

② 精神障がい者通所型

利用対象者は、機能訓練、社会適応訓練等が必要と認められる精神障がい者です。通所者に対し、日常生活訓練や家事訓練等の訓練、会話、生活マナー等の社会適応訓練、創作的活動及び生産活動、食事の提供を行います。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、年度によってばらつきがありました。

第6期においては、活動場所に変更はないことから、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	210	210	210	237	237	237
実績	212	210	186	174	231	237			

③ 障がい者共同作業所移行型

利用対象者は、社会的自立のための活動の場の提供が必要と認められる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等です。利用対象者に対し創作的活動または生産的活動の機会を提供し、社会的自立を図ることを目的としており、目的に合致する市内の事業所に補助金を交付しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、計画値を下回っています。

第6期においては、直近の利用傾向が続くと考えられるため、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	18	18	18	12	12	12
実績	18	18	14	14	12	12			



(9) 訪問入浴事業

【事業内容】

身体障がい者及び難病患者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に、居宅において入浴サービスを実施しています。

【達成状況及び目標】

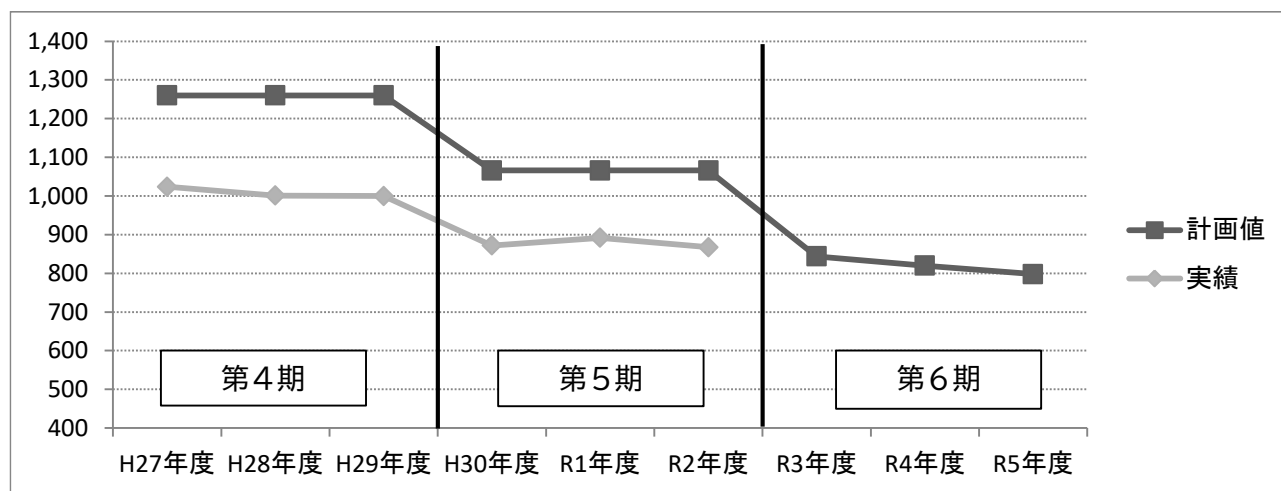
第5期計画中の実績は、利用者数は横ばいでしたが、体調等により利用回数は少なかったため、計画値を下回っています。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートの結果から今後利用希望があるものの、事業拡縮する事業所がないため、横ばいを見込みます。

事業の実施にあたっては、専門職である看護師等の専門職の確保といったサービス提供事業所の体制整備が課題です。

単位：回/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	1,260	1,260	1,260	1,066	1,066	1,066	867	867	867
実績	1,024	1,001	1,000	872	892	867			
対前年比	100%	98%	100%	87%	102%				
年間利用者数	16	16	15	14	15	15	15	15	15



(10) 日中一時支援事業

【事業内容】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、日中における活動の場を確保し、家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とした事業です。

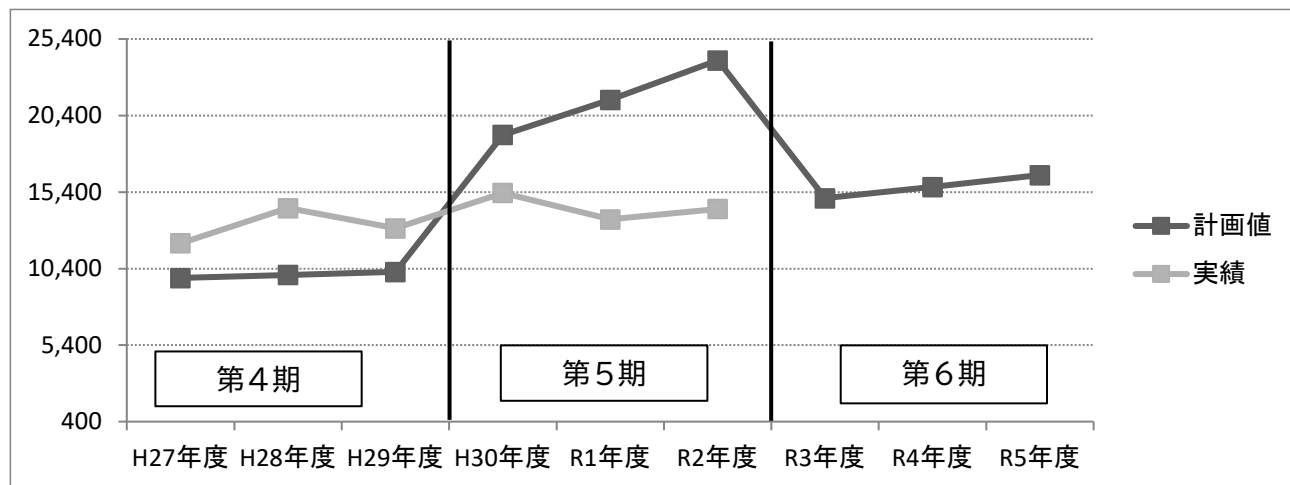
【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、計画では増加すると見込んでいたものの、計画値を下回りました。利用者の内訳をみると、主な利用者の70%強が18歳未満の児童であり、近年この傾向が続いています。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケート調査から今後の利用意向が多いため、近年の実績からゆるやかな利用増を見込みます。

単位：時間/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	9,792	9,987	10,186	19,130	21,426	23,997	14,997	15,735	16,510
実績	12,056	14,353	13,033	15,348	13,623	14,294			
対前年比	112%	119%	91%	118%	89%				
年間利用者数	225	241	247	253	266	277	289	301	314



(11) 重度訪問介護利用者大学修学支援事業

【事業内容】

令和元年度(2019)から新設したサービスで、重度障がい者が修学するために、必要な支援体制を、大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等のサービスを提供します。

【達成状況及び目標】

利用者や対象期間が限定される事業のため、目標値は定めませんが、サービスを必要としている方への制度周知を行い、適切な利用を促していきます。

(12) 職親委託事業**【事業内容】**

知的障がい者の一般就労を後押しするため、事業経営者等のもとで一定期間住み込みにより働き、生活指導及び技術習得訓練等を行います。

【達成状況及び目標】

就労に関する様々なサービスが整備されてきたこともあり、第5期においては1事業者のもとで利用がありました。第6期においても一般就労に向け引き続き支援に取り組めます。

(13) 身体障がい者自動車改造費助成事業**【事業内容】**

身体障がい者が自動車の運転または乗降のために自動車を改造する費用を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、平均で年間9件の利用がありました。

第6期においては、就労などの社会参加を促進していくため、令和2年度(2020)を上回る実績となるよう事業の積極的な周知に努めます。

単位:件/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	11	12	13
実績	13	13	8	11	9	9			
対前年比	110%	105%	39%	254%	67%				

(14) 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業**【事業内容】**

身体障がい者が運転免許を取得するための経費を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期においては、年度により利用のない年もありますが、数件の助成を行っています。

第6期においては、就労などの社会参加を促進していくため、令和2年度(2020)を上回る実績となるよう、事業の積極的な周知に努めます。

単位:件/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	4	4	5
実績	2	0	0	0	4	3			
対前年比	67%	0%	0%	0%	400%				

3. 出雲市独自のサービスの達成状況と目標

(1) 手話普及推進条例

本市は、平成29年(2017)9月に県内で初めての条例である「出雲市手話の普及の推進に関する条例」(手話普及推進条例)を施行しました。この条例は、手話は言語であることや手話による意思疎通が円滑に図られる必要があることなど、手話への市民の理解を深め、手話の普及を推進することを目的としています。

本市では、手話普及推進条例に基づき手話に関する施策を実施し、手話による支援の輪の拡大を図るとともに、ろう者とうろう者以外の者が互いを認め尊重し合い共生する地域社会実現をめざします。

＜手話普及推進条例に基づき実施する施策＞

- (1) 手話に触れる機会の拡大
- (2) 手話を学ぶ機会の確保
- (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大
- (4) 手話による意思疎通支援の充実
- (5) 手話通訳者等の育成及び確保
- (6) その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援

【実施事業】

取組内容		対象者・場所
(1) 手話に触れる機会の拡大を図る施策		
①	「出前講座」の実施	学校、地域、事業所等
(2) 手話を学ぶ機会の確保を図る施策		
①	「手話ミニ講座」の実施	市民
		市民(レベルアップコース)
		親子(小学6年以下)
②	医療従事者のための手話入門講座	医療関係者
(3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図る施策		
①	市政のひろば(ICV制作)等に手話映像追加	市民
②	広報いずも 手話枠掲載	市民
③	広報掲載の手話をユーチューブ動画配信	市民
④	各種イベント等での手話通訳者配置	市民
⑤	手話テキスト作成	市民
(4) 手話による意思疎通支援の充実を図る施策		
①	設置手話通訳者の充実	聴覚障がい者等
②	緊急携帯電話	聴覚障がい者等
③	遠隔手話通訳サービス	聴覚障がい者等
(5) 手話通訳者等の育成及び確保を図る施策		
①	手話通訳者養成講習会を目指す学習会 (手話奉仕員から手話通訳者を目指す人のためのレベルアップ講座)	手話奉仕員
	要約筆記啓発講座	市民
	手話奉仕員養成講座(2年間)(厚生労働省養成カリキュラムによる)	市民
	手話奉仕員フォローアップ研修	手話奉仕員
	要約筆記奉仕員フォローアップ研修	要約筆記奉仕員
(6) その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援		
①	FAX119	聴覚障がい者等
②	NET119緊急通報システム	聴覚障がい者等

(2) 障がい者福祉タクシー

【事業内容】

在宅の障がい者の方の社会参加促進を図るため、市民税が非課税の対象者へタクシー券を交付しています。1枚の利用券につき500円の助成とし、1年ごとに以下の枚数を交付しています。

交付区分	枚数	対象者(次のいずれかに該当)
一般用	36枚 ※視覚障がいの方は72枚	・身体障がい者手帳Ⅰ、Ⅱ級 ・療育手帳 A、B ・精神障がい者保健福祉手帳Ⅰ、Ⅱ級
車いす用	72枚	・身体障がい者手帳(肢体不自由)Ⅰ、Ⅱ級 ・要介護度3の方 ・手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」を提出された方
ストレッチャー用	144枚	・身体障がい者手帳(肢体不自由)Ⅰ、Ⅱ級 ・要介護度4、5の方 ・手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」を提出された方

【達成状況及び目標】

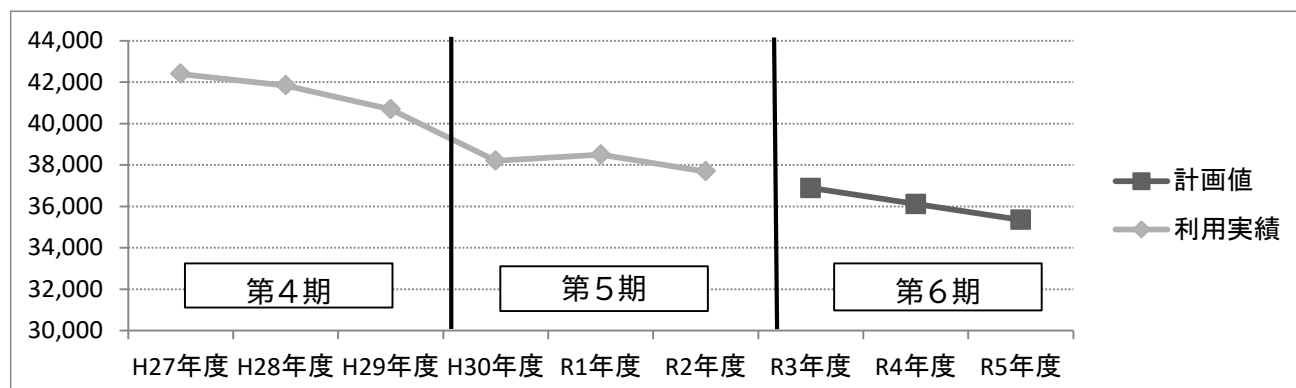
第5期中の実績は、一般用は減少傾向、車いす用はやや減少傾向、ストレッチャー用は年度によってばらつきがあるもののやや増加傾向にあります。

なお、令和元年度(2019)に本市で実施した障がい者やサービス事業者等へのアンケートの結果から、利便性の向上を目的に、令和2年度(2020)から車いす用のタクシー券で一般のタクシーも利用できるよう制度を変更しました。

第6期においては、近年の実績から、一般用は利用減、車いす用はゆるやかな利用減、ストレッチャー用はゆるやかな利用増を見込みます。

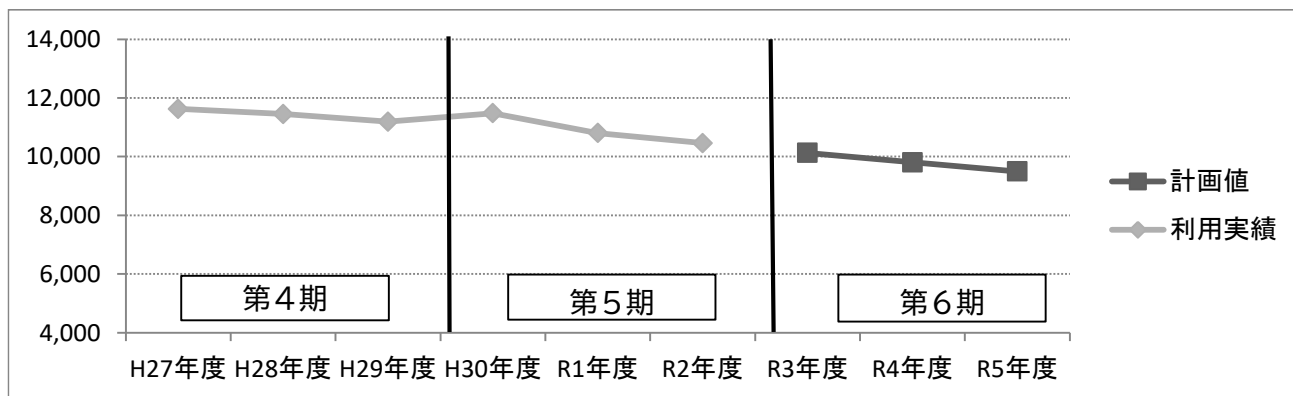
単位:枚/年

一般用	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	36,889	36,111	35,350
利用実績	42,388	41,831	40,688	38,195	38,494	37,683			
対前年比	99%	99%	97%	94%	101%				
年間利用者数	1,625	1,605	1,586	1,583	1,592	1,584	1,576	1,568	1,560



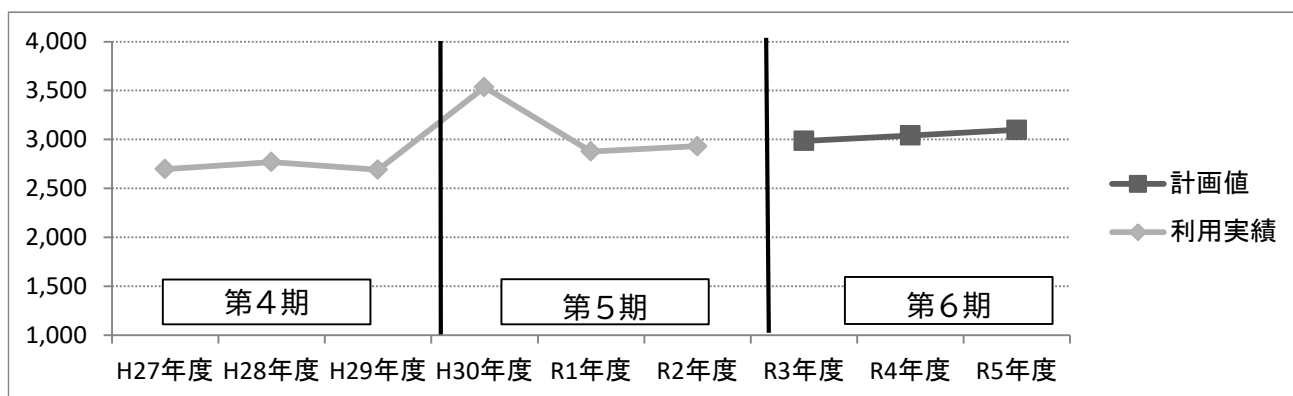
単位:枚/年

車いす用	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	10,128	9,807	9,495
利用実績	11,628	11,453	11,188	11,477	10,803	10,460			
対前年比	92%	99%	98%	103%	94%				
年間利用者数	291	275	264	269	254	246	238	230	222



単位:枚/年

ストレッチャー用	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	2,986	3,042	3,098
利用実績	2,697	2,770	2,691	3,535	2,878	2,932			
対前年比	103%	103%	97%	131%	81%				
年間利用者数	41	38	43	40	38	37	36	35	34



(3) 腎臓機能障がい者通院費助成事業

【事業内容】

自宅から片道5km以上の医療機関に通院して人工透析を受けている方に対し、通院に要する交通費の一部を助成しています。

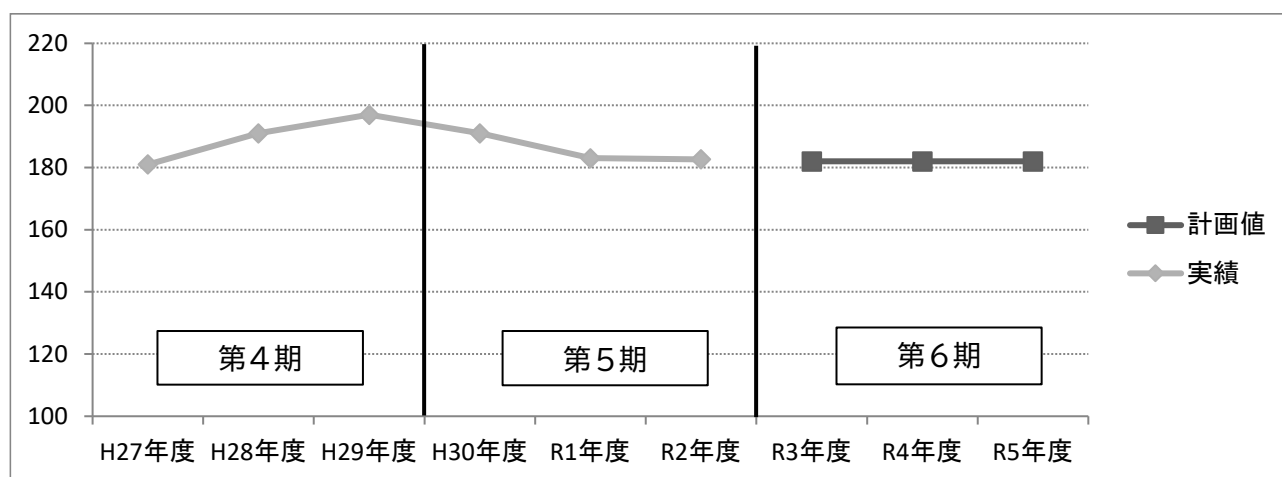
【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、年度によってばらつきがありますが、おおむね横ばいで推移しています。

第6期においても、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	183	183	183
実績	181	191	197	191	183	183			
対前年比	100%	91%	110%	110%	90%				



(4) 自立支援医療費助成事業

【事業内容】

自立支援医療給付を受けている方が自己負担する医療費の一部を助成しています。更生医療と育成医療については市の定める自己負担額を超えた部分、精神通院医療については自己負担額の半額を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、主に精神通院医療受給者の助成対象者が増えたことにより、増加傾向にあります。

第6期においても、更生医療受給者、育成医療受給者とともに増加傾向は続く見込まれるため、実績の増加を見込みます。

単位：人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	5,175	5,409	5,654
実績	3,974	4,274	4,294	4,615	4,736	4,950			
対前年比	100%	108%	100%	107%	103%				

(5) 障がい者福祉施設整備費補助

【事業内容】

障がい者福祉施設整備の促進を図り、障がい者の自立支援に寄与するため、社会福祉法人等が障がい者及び障がい児福祉施設の施設整備または設備整備を行う場合に、その経費の一部を補助しています。

補助対象事業は、国または県の補助対象となった施設（設備）整備事業であり、国及び県からの補助金を除く自己負担額の一部を助成します。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績のうち、平成30年度（2018）は補助対象事業がないため0件でしたが、令和元年度（2019）は4件（令和2年度（2020）への繰越分1件を含む）でした。令和2年度（2020）は2件の見込です。

第6期については、事業者の意向確認が困難なことから目標値を定めませんが、県と連携して事業を行います。

第4部 第2期出雲市障がい児福祉計画

第1章 基本的事項

1. 前計画の進捗と評価

平成28年(2016)に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されたことにより、本市では「第5期出雲市障がい福祉計画」と一体となった「第1期出雲市障がい児福祉計画」(計画期間:平成30年度(2018)～令和2年度(2020))を策定しました。

前計画期間においては、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、子育て、保育、教育、医療など関係機関との連携を図り、サービス調整会議や専門部会等において、障がい児やその家族が充実した生活を営むことができるよう、ニーズ把握や課題解決に取り組みました。

なお、目標値を設定した事業等については、毎年、施策推進協議会に実施状況等を報告し、事業の進捗状況について審議しました。

2. 基本方針

障がい児が、障がいの種別やニーズに応じた適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の整備や確保が必要です。また、障がい児やその家族が、安心した生活が送れるよう支援することも重要です。そのために、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための体制整備に取り組むとともに、サービスの達成目標を策定します。

3. サービス見込量等設定の考え方

各種サービスの見込量等の設定にあたっては、国の示す「障がい福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」に準じて、本市における障がい福祉の動向を総合的に勘案した見込量の設定を行いました。

また、障がい児福祉サービス等の計画目標は、具体的には過去5年の実績を基に変化率の平均を用いて算出していますが、サービスごとに検証し、国や県・市の施策の動向、障がい者やサービス事業者等へのアンケートによる利用意向並びに事業所の受入体制を参考に見込量を算出しました。

第2章 具体的な施策と成果目標

1. 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人や家族の意向を尊重しながら、障がい児の健やかな育成を支援していくために、ライフステージに沿って、地域の保育や教育、保健医療、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

また、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進も求められています。

さらに、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築していくことも欠かせません。

(1) 児童発達支援センターの機能強化

- 「児童発達支援センター」は、市内に3か所あり、地域の中核的な療育支援施設として、障がい児への専門的な地域支援を幅広く行っていきます。
- 児童発達支援事業所等と「児童発達支援センター」との緊密な連携を図り、障がいの重度化や重複化、多様化に対応する専門的機能を強化し、重層的な障がい児支援の体制の整備を進めます。

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置

項目・内容	目標	説明
児童発達支援センターの設置	3か所	令和5年度末時点の設置箇所数



(2) 保育所等訪問支援の地域支援体制の整備

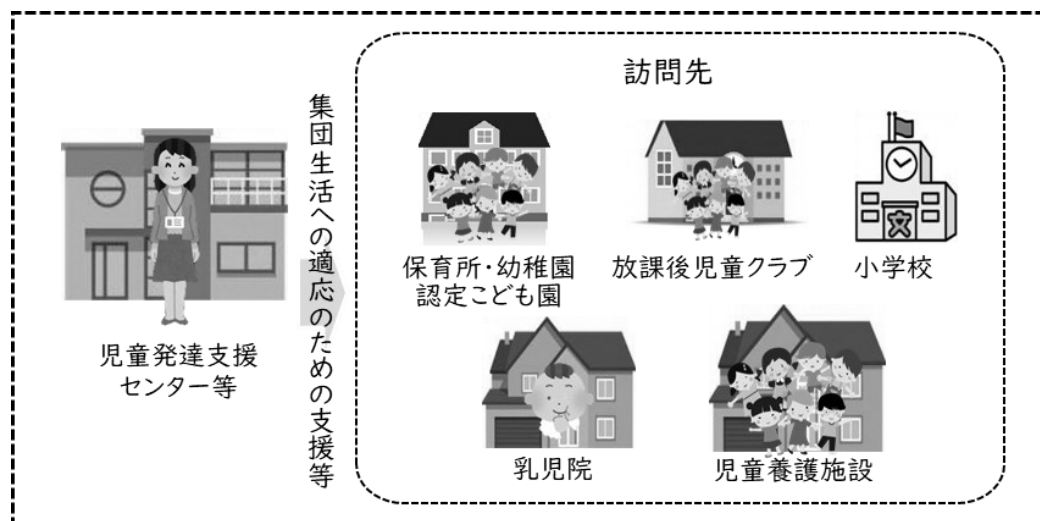
- 保育所等訪問支援事業を実施する事業所は、市内に6事業所あります。ニーズに応じた体制を確保し、集団生活においての支援を行っていきます。

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

項目・内容	目標	説明
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6か所	令和5年度末時点の設置箇所数

【保育所等訪問支援事業の仕組み】



(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所は市内2か所、放課後等デイサービス事業所も2か所整備されています。引き続きニーズに応じた受け入れ体制の整備に努めます。

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：各市町村に少なくとも1か所以上確保

項目・内容	目標	説明
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	令和5年度末時点の設置箇所数

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携

- 医療技術の進歩等を背景として、日常生活を送るうえで経管栄養や在宅酸素等医療機器を用いたケアを必要とする医療的ケア児は年々増加しています。出雲保健所を中心に「出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会」（以下「生活支援検討会」という。）や研修会が行われ、保健、医療、福祉、教育が連携し、障がいや発達に応じた支援体制の整備、関係者の資質向上が図られています。この生活支援検討会を協議の場として、本市関係課と関係機関等が連携して医療的ケア児支援のための協議を行います。
- 医療的ケア児の支援がライフサイクルに沿って切れ目なくスムーズに行えるように、出雲保健所を中心に関係機関等と協働し、入院中から「在宅療養支援ファイル」を作成します。
- 早期からの医療や教育との連携について、関係者で構成するサービス調整会議や専門部会において具体的に検討していきます。例えば、小児慢性特定疾病のある児童の支援にあたっては、疾患が長期に及ぶため、児童の成長過程や状況に応じた支援が必要です。障がい者手帳の有無にかかわらず、早期に利用できる小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業や高額となる医療費の支援制度の活用など、関係機関と連携した適切な支援が求められます。相談支援専門員が医療的ケア児の支援の方法、関係機関との連携について研修し、質の向上に取り組みます。
- 相談支援事業所に対し「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の受講を促し、医療的ケア児等へ適切な計画相談支援等が実施されるよう取り組みます。

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

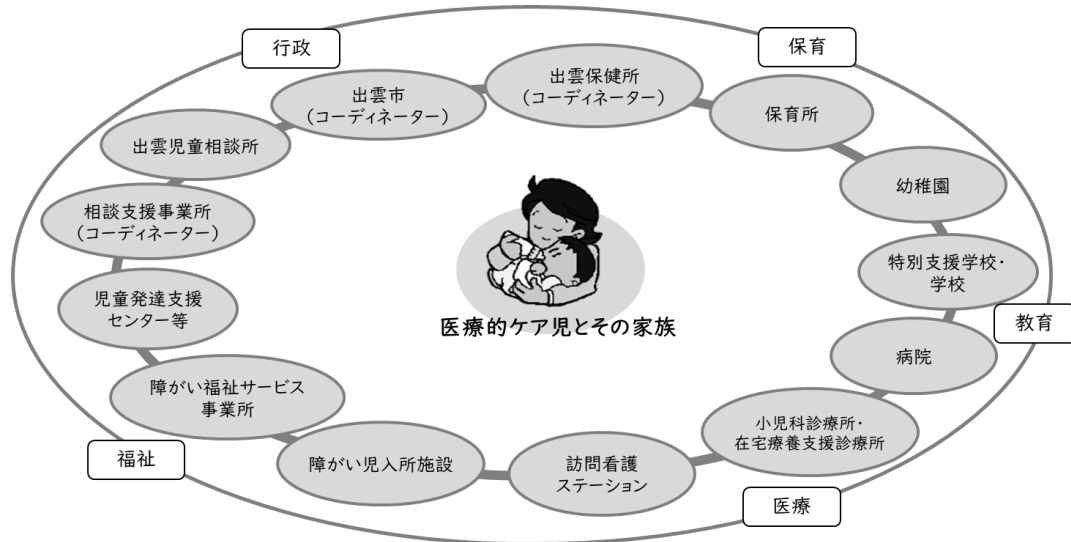
※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和5年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置

項目・内容	目 標	説 明
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	協議の場あり	生活支援検討会において協議
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	複数配置	令和5年度末までにコーディネーターを複数配置

活動指標：医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	8人	10人	12人

【医療的ケア児支援の提供体制イメージ】



(5) 保育、教育、保健医療、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ライフステージに沿った切れ目のない障がい児及びその家族支援を行うため、保育や教育、保健医療、就労支援などの関係機関及び「島根県重症心身障がい児（者）を守る会^{※27}」等の当事者団体との連携を強化します。

(6) 障がい児相談支援の提供体制の確保、整備

- 障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から支援をしていく早期支援が求められています。障がい児とその家族も含めた支援を実施する必要があることから、関係機関と連携を図り、支援体制を構築します。
- 利用者のニーズに応じた適正なサービス等利用計画を作成することができるよう、相談支援事業所を対象とした研修会や、相談支援事業所への指導及び監査を実施し、体制の一層の充実と質の向上に努めます。

※27 島根県重症心身障がい児（者）を守る会

「全国重症心身障がい児（者）を守る会」の島根県支部。「全国重症心身障がい児（者）を守る会」は、「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念に基づき、施設対策と在宅対策の運動を進め、親の意識啓発と連携を密にするため全国に支部を置き、幼児から成人に至るまでの一貫した地域活動や施設活動を行っている団体。

第3章 各種サービスの第5期計画達成状況と計画

1. 障がい児通所支援の達成状況と目標

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

【事業内容】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

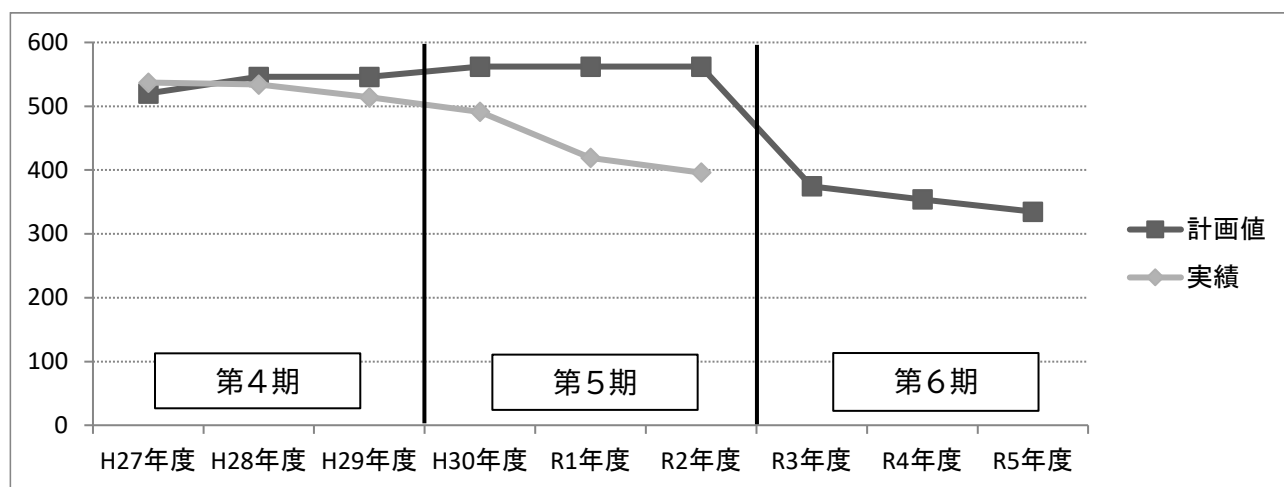
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、新規利用者が少なかったため、計画値を下回っており、減少傾向にあります。

第6期においては、サービスが必要な障がい児への支援の浸透・拡充に努めますが、保育所等の利用による本事業の減少傾向があるため、ゆるやかな利用減を見込みます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	520	546	546	562	562	562	374	354	335
実績	537	534	514	491	419	396			
対前年比	97%	99%	96%	96%	85%				
年間利用者数	111	117	126	124	120	122	124	126	128



② 放課後等デイサービス

【事業内容】

「学校教育法」第1条に規定された学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、通所することにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

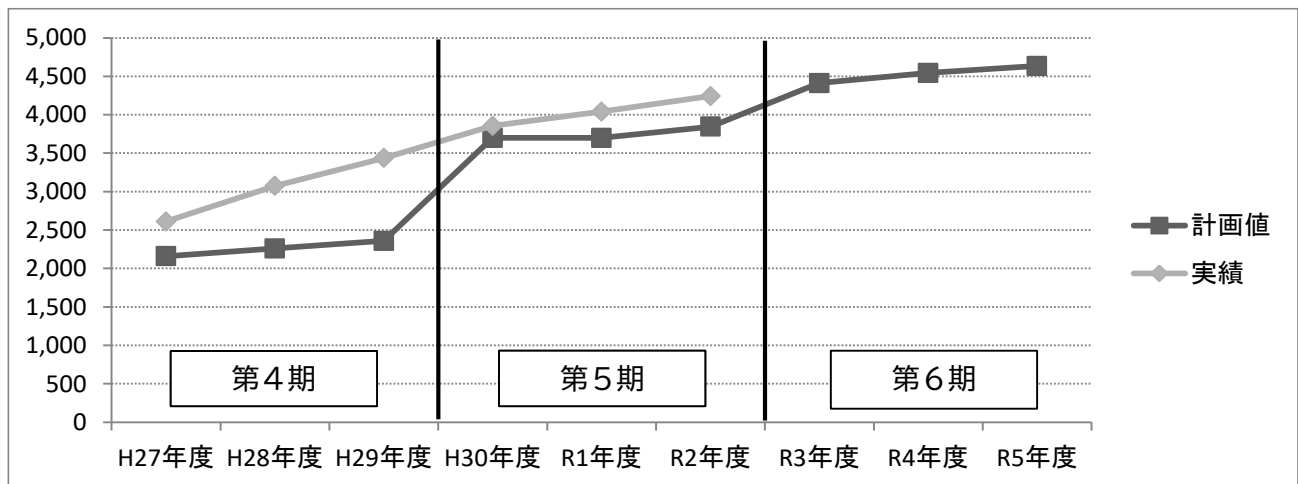
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、事業拡張もあったことから、計画値を上回っており、増加傾向にあります。

第6期においては、事業拡張の予定はないものの、近年の実績を踏まえ、必要な支援が受けられるように利用増を見込みます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	2,160	2,260	2,360	3,698	3,698	3,846	4,412	4,544	4,635
実績	2,611	3,074	3,438	3,855	4,040	4,242			
対前年比	121%	118%	112%	112%	105%				
年間利用者数	256	275	302	340	374	393	409	421	429



③ 保育所等訪問支援

【事業内容】

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児のほか、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児に対し、障がい児支援に関する知識及び経験を有する訪問支援員（児童指導員や理学療法士等）が保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

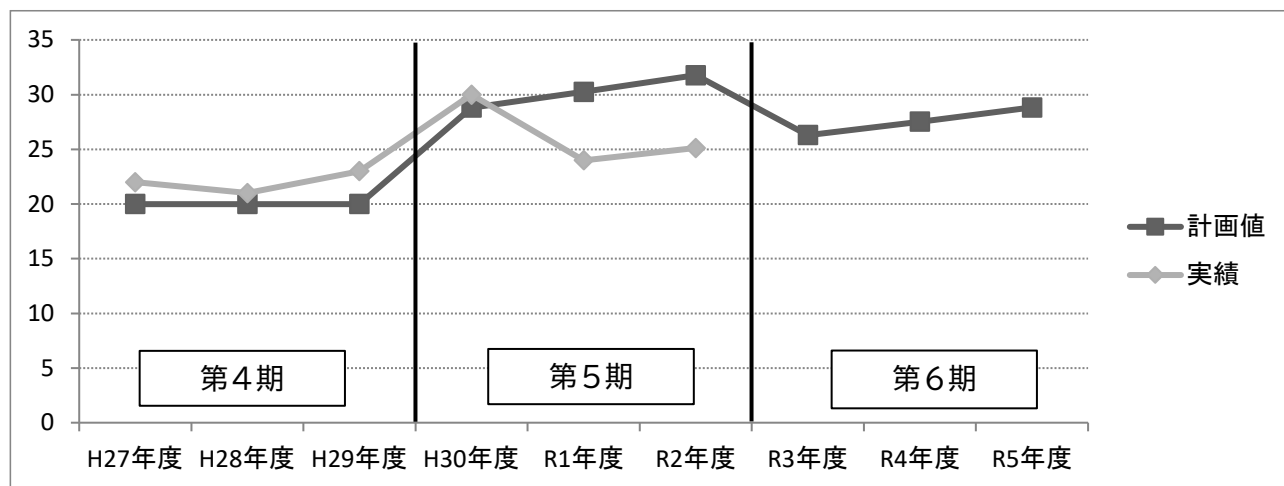
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、利用者の減少により、令和元年度（2019）からは計画値を下回っています。

第6期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	20	20	20	29	30	32	26	28	29
実績	22	21	23	30	24	25			
対前年比	116%	95%	109%	130%	80%				
年間利用者数	22	21	23	30	24	25	26	27	28



④ 居宅訪問型児童発達支援

【事業内容】

平成30年度(2018)に新設されたサービスで、重症心身障がい児等の重度の障がい児等で児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児支援に関する知識及び経験を有する訪問支援員(児童指導員や理学療法士等)が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

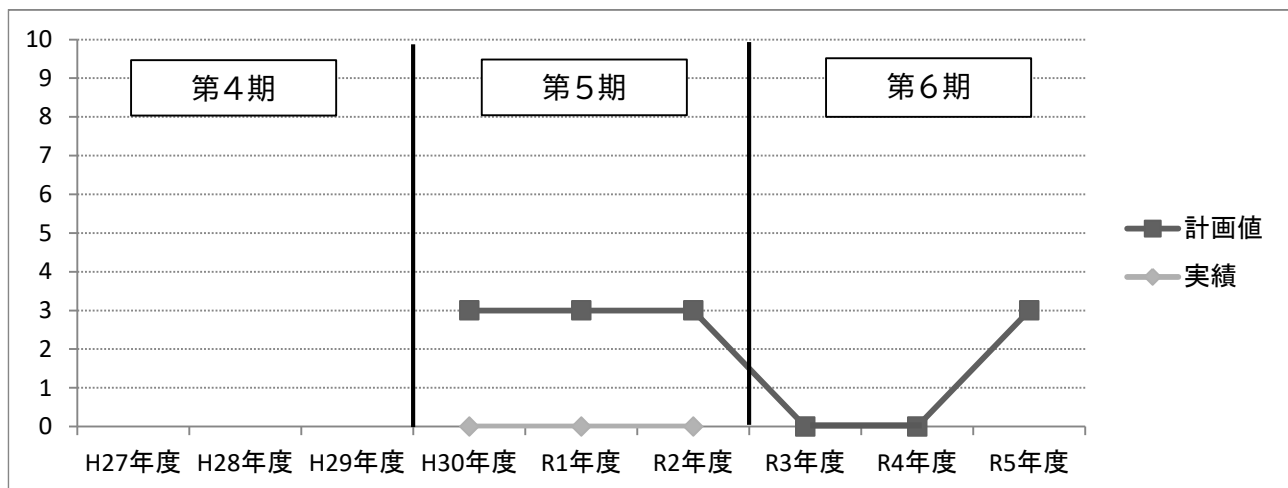
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、新規サービスで、市内にサービス提供事業所がないことから、利用はありませんでした。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートにより一定のニーズが認められることから、令和5年度(2023)にサービスが提供できるように体制整備に努めます。

単位:人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	3	3	3	0	0	3
実績	-	-	-	0	0	0			
年間利用者数	-	-	-	0	0	0	0	0	3



(2) 障がい児相談支援

① 障がい児相談支援

【事業内容】

障がい児通所支援サービスが適切に利用できるよう、障がい児の保護者等に対し、サービス利用についての意向や心身の状況に基づいた障がい児支援利用計画の作成や変更、見直し等の援助を行います。

【達成状況及び計画目標】

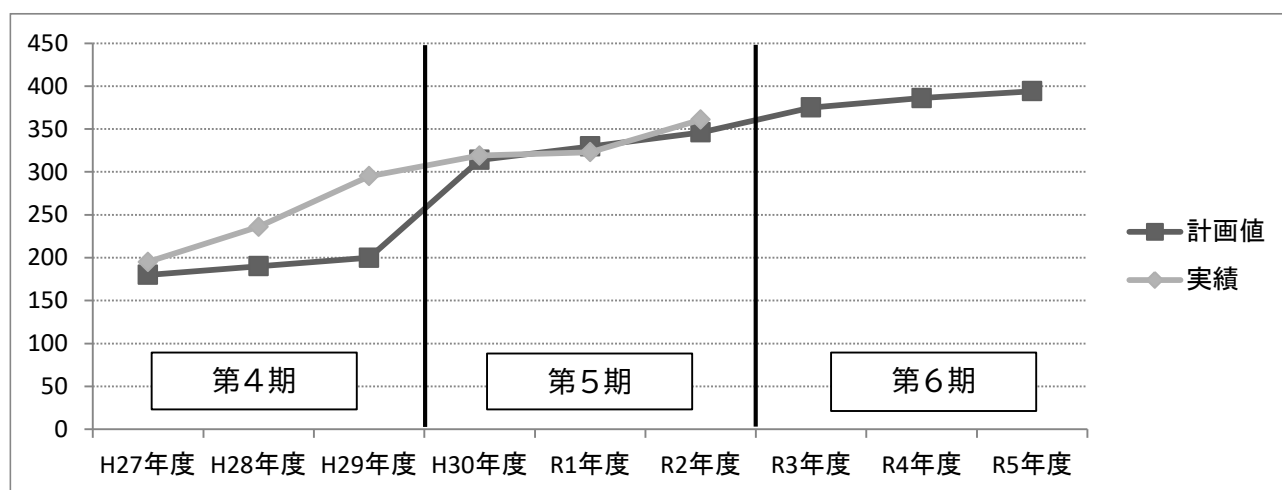
第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっており、増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績から、利用増を見込みます。

また、相談支援専門員が不足している状態であるため、相談支援機能強化事業所と連携し研修を実施するなど、障がい児支援の提供体制確保に努めます。

単位：人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	180	190	200	314	330	346	375	386	394
実績	195	236	295	319	323	361			
対前年比	105%	121%	125%	108%	101%				
年間利用者数	359	396	422	462	467	499	519	535	546



資料編

1. 出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿

任期：令和2年（2020）4月1日～令和5年（2023）3月31日（3年間）

五十音順、敬称略

No	氏 名	職 名 等	備考
1	浅津 昇	障がい者支援施設出雲サンホーム施設長	
2	芦矢 京子	島根県重症心身障がい児（者）を守る会副会長・事務局長	
3	石飛 丈和	出雲市身障者福祉協会理事	
4	石橋 美恵子	島根県東部発達障害者支援センターウィッシュセンター長	
5	和泉 積	出雲市身障者福祉協会理事	
6	井上 明夫	社会福祉法人ふあっと理事長、ふあっと施設長	
7	大野 美和	出雲公共職業安定所統括職業指導官	
8	尾添 純子	出雲市子ども未来部子ども政策課子ども家庭相談室長	
9	兒玉 浩二	出雲市教育委員会児童生徒支援課長	
10	佐貫 文紀	障がい者支援施設ふたば 施設長	
11	塩飽 邦憲	島根大学名誉教授	会長
12	新宮 直行	出雲市社会福祉協議会事務局長	
13	新藤 優子	高次脳機能障がいデイケアきらりアドバイザー	副会長
14	須谷 生男	出雲医師会理事	
15	高見 聡子	出雲障がい者就業・生活支援センターリーフ所長	
16	永岡 秀之	島根県立こころの医療センター医療局次長	
17	柳樂 紀美子	出雲市民生委員児童委員協議会副会長	
18	西 嘉直	島根県出雲保健所総務保健部長	
19	原 広治	島根大学大学院教授	
20	福島 美菜子	島根県立出雲養護学校校長	
21	藤川 祐介	いちごの会会長	
22	本常 徹	出雲成年後見センター運営委員	
23	山岡 尚	出雲商工会議所専務理事	
24	山本 順久	ハートピア出雲施設長	
25	吉田 通隆	こころの森会員	

2. 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例

(平成 26 年出雲市条例第 36 号)

改正 令和 2 年 6 月 30 日条例第 33 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、出雲市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申する。

(1) 障害者基本法第 36 条第 4 項各号に掲げる事務に関すること。

(2) 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画に関し同条第 9 項及び第 10 項に規定する事項並びに当該計画の進捗状況の管理に関すること。

(3) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に規定する事項に関すること。

(4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する障害児福祉計画に関し同条第 9 項及び第 10 項に規定する事項並びに当該計画の進捗状況の管理に関すること。

(5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害者等の団体の代表者

(2) 識見を有する者

(3) 関係団体等の代表者

(4) サービス事業者の代表者

(5) 関係行政機関の代表者

(6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 協議会は、諮問された事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
(資料提出の要求等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(令和2年6月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。(平成26年出雲市条例第36号)

3. 計画の審議経過

本計画の策定にあたり、施策推進協議会において内容を審議しました。

各会における審議内容については以下のとおりです。

回数	開催年月日	議題
第1回	令和2年(2020)6月24日	計画の位置づけ、計画検討スケジュール、計画構成(案)
第2回	令和2年(2020)9月24日	計画素案
第3回	令和2年(2020)11月11日	計画素案
第4回	令和3年(2021)2月3日	計画最終案(パブリックコメントを反映)

4. 出雲市福祉のまちづくり条例

(平成17年出雲市条例第116号)

改正 平成19年9月28日条例第47号

平成23年9月30日条例第71号

平成30年3月26日条例第8号

平成31年3月22日条例第9号

目次

- 第1章 総則(第1条―第9条)
- 第2章 個人の尊重(第10条―第19条)
- 第3章 自立及び社会参加への支援(第20条―第25条)
- 第4章 生活環境の整備
 - 第1節 一般都市施設等の整備(第26条―第30条)
 - 第2節 特定施設の整備(第31条―第38条)
- 第5章 雑則(第39条)
- 附則

真に豊かな社会とは、「すべての人」が個人として尊重され、自立し、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会である。

出雲市は、自然と調和した活力と魅力あるまち都市(まち)として発展を続けており、市民の福祉増進についても、施設の増強、介護要員の増員等努力を重ねてきているが、従来、「すべての人」のためへの視点、配慮が必ずしも行き届きかね、ややもすれば、障害をもつ人が、地域社会に存在する様々な障壁によって、自由な社会参加が妨げられてきている。

このような現実に鑑み、私たちは、真に豊かな「ふるさと出雲」を実現するため、障害をもつ人の自立、社会参加を妨げてきた意識上の、又は、物理的、制度的若しくは文化・情報面の障壁を取り除き、すべての市民が平等で、自らの意思で自由に移動でき、健やかに育ち、学び、働き、憩うことのできる都市を創造することを決意した。

行政、市民、事業者、それぞれが、自らの役割と責任を自覚し、連携、協働して、福祉のまちづくりを着実に前進させることを誓い、ここに「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の役割を明らかにすること、並びに市の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者をはじめすべての市民が自立し、社会参加することができ、まちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において、事業を営む者をいう。
- (2) 障害者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者その他これに準ずる者をいう。
- (3) 高齢者 高齢により日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受ける者をいう。
- (4) 一般都市施設 不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、道路、公園、駐車場等で、規則で定めるものをいう。
- (5) 公共交通機関 鉄道、乗合自動車その他の車両及び交通機関の乗降場で、規則で定めるものをいう。
- (6) 社会的障壁 心身の機能に障害のある者が、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (7) 合理的配慮 心身の機能に障害のある者の状態に応じた、社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。

- (8) 特定施設 一般都市施設のうち、障害者、高齢者を始め全ての市民が、安全かつ円滑に利用できるようにするため整備を促進することが特に必要なものとして規則で定める規模のものをいう。
- (9) 特定事業者 特定施設を新設又は改修（建築物については、増築、改築又は用途変更（用途を変更して特定施設にする場合に限る。）をする場合をいう。）をしようとする者をいう。

（市の役割）

第3条 市は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、その所有し、又は管理する一般都市施設及び公共交通機関をすべての人が安全かつ容易に利用することができるようにするとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（施策の基本方針）

第6条 市の施策の基本方針は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市民一人ひとりが、社会的利益を等しく享受することができる個人として互いに理解し、尊重し合う心づくりの推進

(2) 市民一人ひとりが、自立し、自由に社会参加することができる地域づくりの推進

(3) 障害者、高齢者をはじめすべての市民が、安全かつ容易に利用することができる都市づくりの推進

（情報の提供）

第7条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりを推進するために、必要な情報を提供するものとする。

（推進体制の整備）

第8条 市は、市民及び事業者と相互に協力し、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 個人の尊重

（差別の禁止）

第10条 市、事業者及びすべての市民は、心身の機能に障害のある者に対して、その障害を理由に、不当な差別的取扱い及びその者の権利利益の侵害をしてはならない。

（啓発）

第11条 市は、市民が障害の有無並びに心身の機能及び能力の低下に関わらず平等な個人として互いに尊重する意識（以下「個人を尊重する意識」という。）を高めるために、その啓発に努めるものとする。

（福祉教育の推進）

第12条 市は、学校教育、社会教育その他の機会を通じて、市民が個人を尊重する意識を高めるために、福祉に関する教育を推進するよう努めるものとする。

（交流の促進等）

第13条 市は、市民が個人を尊重する意識を高めるために、市民相互の交流を促進するよう努めるものとする。

2 市は、市民が社会福祉に関するボランティア活動を実践できるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（合理的配慮）

第14条 市は、心身の機能に障害のある者の権利利益の保障のため、率先して社会的障壁除去のための合理的配慮をしなければならない。

2 事業者は、社会的障壁除去のための合理的配慮に努めるものとする。

（相談窓口）

第15条 市は、障害を理由とする差別及び社会的障壁除去のための合理的配慮に関する相談窓口を設置し、市民や事業者からの相談に的確に応じるものとする。

（指導及び助言）

第16条 市は、事業者が社会的障壁除去のための合理的配慮を行っていないと認めた時は、必要に応じて当該事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

2 事業者は、市から指導又は助言を受けた場合は、可能な限り対応するよう努めなければならない。

（調査及び報告）

第17条 市は、特に必要と認めたときは、前条第1項に該当する事業者による合理的配慮の状況について、調査及び報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により市から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（勧告）

第18条 市は、第16条第1項に該当する事業者が、同項の指導及び助言に従わないときは、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずべきことを当該事業者に勧告することができる。

（公表）

第19条 市は、前条の規定による勧告を行った場合において、当該事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

第3章 自立及び社会参加への支援

（学校教育の支援）

第20条 市は、学校教育の場において、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切かつ十分な教育を受けることができるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（生涯学習等の支援）

第21条 市は、障害者及び高齢者が生涯を通じて、学習活動並びに文化活動、スポーツ及びレクリエーション活動へ参加できるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（就業機会の確保等）

第22条 市は、障害者がその能力に応じ、就業の機会が確保され、及び雇用関係の安定が図られるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害者の雇用の機会を確保するとともに、職場環境の整備を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

（日常生活の支援等）

第23条 市は、障害者及び高齢者が快適に日常生活を送ることができるようにするために、在宅及び施設福祉に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、保健、医療及び福祉施策の連携を推進し、それぞれの効果的な組合せにより、障害者及び高齢者の日常生活を総合的に支援するよう努めるものとする。

（情報の利用等の支援）

第24条 市は、障害者が円滑に情報を利用することができるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（安全対策等の推進）

第25条 市は、障害者及び高齢者が安心して生活を送ることができるようにするために、防犯、防災及び交通安全の保持に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 生活環境の整備

第1節 一般都市施設等の整備

(整備基準)

第26条 一般都市施設を設置又は管理する事業者（以下「一般都市施設設置者等」という。）は、当該一般都市施設を障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるものとするための構造及び設備に関する基準（以下「整備基準」という。）に適合させるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、沿道の利用状況等により整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 一般都市施設設置者等は、当該一般都市施設を障害者及び高齢者が円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(維持保全)

第27条 市長は、前条に規定する整備基準を定めるものとする。

2 前項の基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他市長が必要と認めるものについて、一般都市施設の区分に応じて規則で定める。

(一般都市施設の整備)

第28条 一般都市施設設置者等は、当該一般都市施設を整備基準に適合させたときは、その適合部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(公共交通機関の整備)

第29条 公共交通機関を所有又は管理する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるよう、その公共交通機関の整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第30条 市民は、心身の機能及び能力の低下に対応し、又は備えて、安全かつ容易に利用することができるよう、自らの住宅の整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第2節 特定施設の整備

(事前協議)

第31条 特定事業者は、規則で定めるところにより、当該特定施設の工事に着手する前にその計画について市長に協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条に規定する計画の認定を申請したときは、事前協議があったものとみなす。

2 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していると認めたときは、特定事業者に対し、適合している旨を通知するものとする。

(指導及び助言)

第32条 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していないと認めたときは、特定事業者に対し、当該特定施設を整備基準に適合させるよう必要な指導及び助言を行うことができる。

(事前協議の内容の変更)

第33条 前2条の規定は、事前協議の内容を変更する場合において準用する。

(工事の完了の届出)

第34条 特定事業者は、事前協議に係る工事が完了したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該特定施設が整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

(立入調査)

第35条 市長は、必要があると認めたときは、その職員に事前協議に係る特定施設に立ち入り、当該特定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第36条 市長は、特定事業者が事前協議を行わずに工事に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定事業者が第32条の規定による指導及び助言に従わないときは、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、特定事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第37条 市長は、前条の規定による勧告を行った場合において、当該特定事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該特定事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

(国等の特例)

第38条 第31条から前条までの規定は、国及び地方公共団体については適用しない。

2 市長は、国及び地方公共団体に対し、その設置し、又は管理する特定施設について、整備基準への適合状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出雲市福祉のまちづくり条例(出雲市条例第1797号)又は島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成10年島根県条例第25号)の規定により事前協議又は届出のあった施設整備については、それぞれなお従前の例による。

3 第29条及び第30条の規定は、合併前の平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の区域においては、平成18年1月1日から適用する。

(斐川町の編入に伴う経過措置)

4 斐川町の編入の日の前日までに、島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成10年島根県条例第25号)の規定により届出のあった施設整備については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月28日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第71号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

5. 出雲市手話の普及の推進に関する条例

前文

手話は、ろう者の意思疎通のために必要な言語であり、ろう者が自立した日常生活又は社会生活を営むためには、手話による意思疎通の支援並びに円滑な情報の取得及び利用のための環境整備が図られなければならない。

これまで出雲市は、手話による意思疎通の必要性を認識し、手話による意思疎通支援に努めてきたが、今後更に、手話の普及を推進していく必要がある。

多くの市民が手話に触れ、関心を持ち、手話を学び、使用する機会を拡大することで手話への理解を一層深め、更なる手話の普及による意思疎通の輪の拡大を図ることにより、ろう者とうろう者以外の者が互いを認め尊重し合い、もって全ての市民が共に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を定めることにより、手話への理解及び手話の普及を推進し、もってろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。以下同じ。）とうろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解及び手話の普及の推進は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提として、ろう者とうろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解及び手話の普及を推進し、手話による意思疎通を円滑に図ることができる環境を整備するために必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念についての理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者及びろう者の団体は、基本理念についての市民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者及び手話奉仕員(以下「手話通訳者等」という。)は、基本理念についての市民の理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 市内において事業を営む者(以下「事業者」という。)は、基本理念についての理解を深め、手話に関する市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の実施)

第6条 市は、第3条の規定に基づき、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に触れる機会の拡大を図るための施策
- (2) 手話を学ぶ機会の確保を図るための施策
- (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策
- (4) 手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策
- (5) 手話通訳者等の育成及び確保を図るための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に規定する施策を実施するにあたっては、ろう者及びろう者の団体、手話通訳者等その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(学校への支援)

第 7 条 市は、学校が行う手話に親しむための取組みへの支援を通じて、児童、生徒等の手話に対する理解を促進するよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第 8 条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組みに対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(災害時の支援)

第 9 条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通に必要な支援を行うよう努めるものとする。

(聴覚障害者の意思疎通の支援)

第 10 条 市は、聴覚障害者の特性に応じ、手話、要約筆記その他の手段により、意思疎通が円滑に図られるために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 11 条 市は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

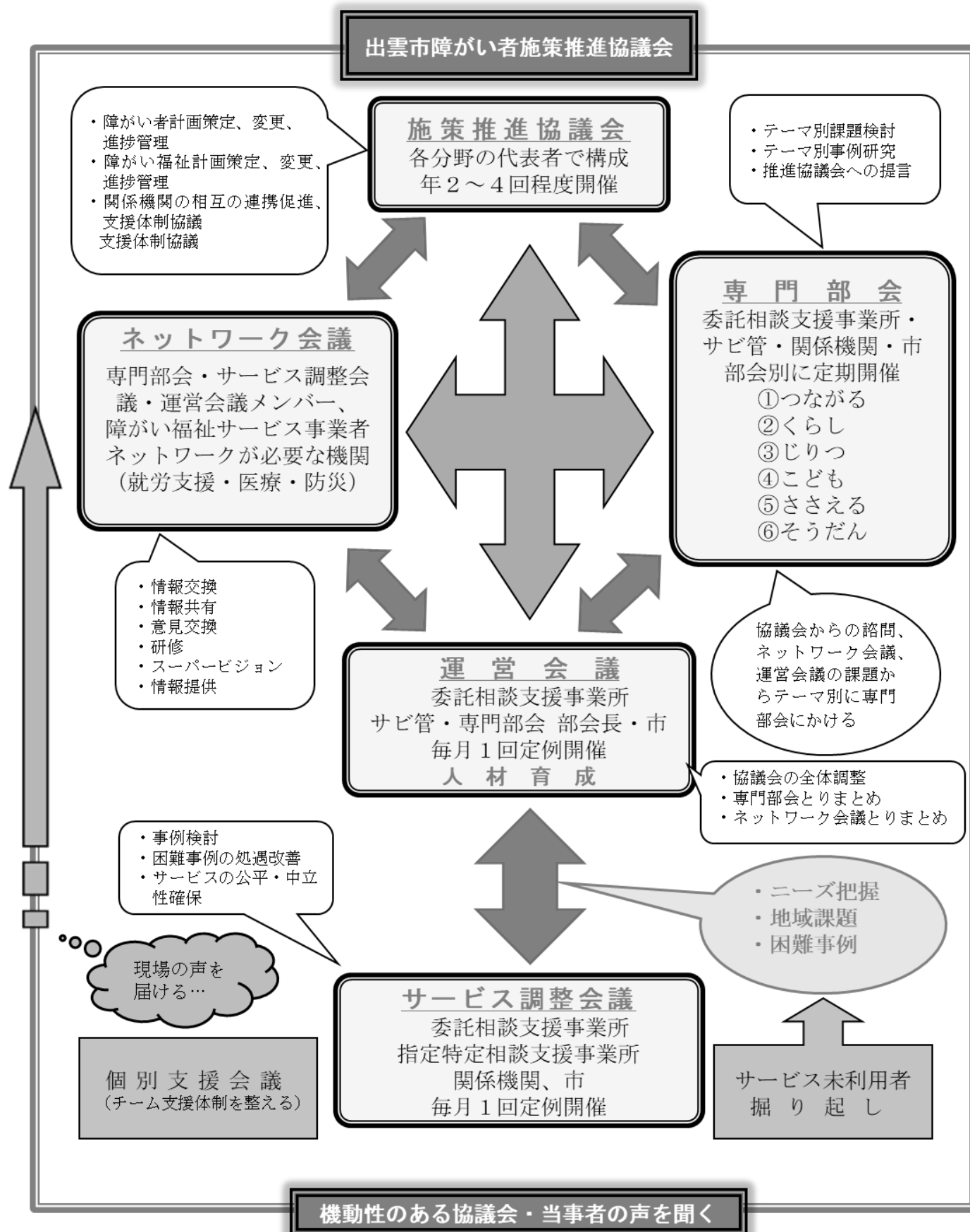
第 12 条 この条例に定めるもののほか、手話に関する施策の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図及び活動

(1) 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図



(2) 運営会議、専門部会等の活動

① 運営会議の令和元年度(2019)の実施内容

月1回サービス調整会議後に開催した。

【検討内容】

- ① サービス調整会議の振り返り、内容検討
- ② 各会議の進捗状況の管理(専門部会・ネットワーク会議)
- ③ 相談支援事業所、サービス事業所からの提案、意見交換
- ④ サービス調整会議の年間計画の作成

② サービス調整会議の令和元年度(2019)の実施内容

開催月	内 容	参加者
4月	研修会「ケアガイドライン」 行政説明	64名
5月	研修会「防災について～要支援者に対する取組状況～」 出雲市避難行動要支援者名簿の概要	59名
6月	勉強会「緊急対応の実際について」	50名
7月	事例検討「緊急対応が必要な方の支援について」	46名
8月	(令和元年度障がい者虐待防止研修会) 講演「障害者虐待防止法の解説」	68名
9月	専門部会等の活動報告 ○つながる専門部会 ○ささえる専門部会 ○くらし専門部会 ○運営会議人材育成チーム ○じりつ専門部会 ○運営会議ツール検討チーム ○こども専門部会 ○就労支援ネットワーク会議	67名
10月	講演「医療的ケアのある方の支援について」	64名
11月	事例検討「医療ケアが必要な児の支援について」	43名
12月	勉強会「自立生活援助とは」	48名
1月	事例検討「自立生活援助が必要な方の支援について」	48名
2月	専門部会等の活動報告 ○つながる専門部会 ○ささえる専門部会 ○くらし専門部会 ○運営会議人材育成チーム ○じりつ専門部会 ○就労支援ネットワーク会議 ○こども専門部会	42名
3月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—

③ 専門部会の令和元年度(2019)の実施内容

● つながる専門部会

目標	・ 介護保険とつながる: ケアマネジャーと相談支援専門員が円滑な連携を図っていくために、定期的に顔を合わせる場やサービスの違いを理解する為の資料が必要である。 ⇒ サービス対照表の見直し、及びケアマネジャー協会と共同で事例検討会を実施。 ・ 地域とつながる: コミュニティセンター(以下「コミセン」)や地域住民の方に、障がいのある方や障がい福祉制度への理解、相談支援専門員の役割について知ってもらう。 ⇒ 地区のコミセンと共同で行事企画、普及の為のチラシ作成を行う。モデル地区として、神西コミセン、川跡コミセンを選定。 ・ 医療とつながる: 緊急時の対応について、医療の相談員と相談支援専門員とが速やかに連携する為に何が必要かを検討する。
成果	・ 障がい福祉サービスと介護保険サービス対照表、介護保険の料金表の作成。共同研修では、制度の違いを理解できた、ケアマネジャーと相談支援専門員とが顔の見える関係を作れた、相談しやすくなった、今後も継続してほしいとの感想が多数聞かれた。 ・ 神西コミセン、川跡コミセンの行事に部会として参加させてもらえることになった。 ・ 活動状況の通り。
課題	・ サービス対照表、料金表の見直し(随時)共同研修の継続。より小さな規模での集まり(茶話会)も検討。 ・ コミセンと共同で行う行事の具体化。普及啓発の為のチラシを作成。 ・ じりつ専門部会、こども専門部会、医療的ケア児コーディネーター研修参加者との意見交換を実施。課題を明確化し、どのような取組が必要かを検討する。

● 暮らし専門部会

目標	【資源調査とマップの作成】 ・ 情報を収集し地域の資源・居場所を調査する。 ・ 相談支援専門員、サービス提供事業者、当事者、地域の障がい者相談員に実際に利用しているインフォーマルなサービス等の調査をする。 ・ こんな場所があればいいという意見をまとめ、既存の資源に対し、障がい者を受け入れてもらうための理解の促進についても取り組む。
成果	【情報収集について】 ・ 該当する地区の事業所から部会に参加していただき、具体的な情報収集を実施した。収集した情報をもとに、専門部会員が直接マップ掲載について説明に伺い理解を得ることが出来た。 ・ また「出かける場所だけではなく、理解や助けてくれる人が欲しい」という意見も聞くことが出来た。引き続き「こんな場所があればいい」という側面からの情報収集も必要であることを再確認した。
課題	【マップ完成】 ・ 令和2年度(2020)末に先行3地区(佐田地域、斐川町直江地区、今市地区)のマップ完成 【情報収集】 ・ 残りの地区(①出雲北部 ②出雲西部 ③出雲南部 ④平田 ⑤斐川東部 ⑥大社 ⑦湖陵 ⑧多伎)のうち5地区程度の情報収集を行う。

● じりつ専門部会

目標	- 障がいのある方も支援者も安心して緊急時の受け入れと対応ができ、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために何が必要か、ひと工夫を検討する。 - 障がいのある方を地域全体で支えるしくみづくりとして、地域生活支援拠点整備に向けて取り組む。
成果	- 短期入所事業所と相談支援専門員へのアンケートでそれぞれの思いや現状が分かった事が良かった。 - ささえる専門部会 WG（ワーキンググループ）との意見交換会で緊急時の問題点が浮かび上がって双方の立場で考える事ができ、意見をまとめる事ができた。 - ささえる専門部会 WG との意見交換会やアンケート結果からフローチャートの作成をする事ができ、緊急時の定義や支援会議の開催期限、短期入所の利用期間など明確にできた。
課題	- 地域生活支援拠点整備に向け緊急時の登録票の作成をする。じりつ専門部会に短期入所事業所（福祉型・医療型）の方に参加してもらい検討する。 - 体験の機会と場について協議する。

● こども専門部会

目標	- 教育との連携において、教育の現場に相談支援専門員の動きや福祉サービスの内容を知ってもらう必要がある。その上で役割分担を明確にするなど連携がスムーズに行えるような手立てが必要。 - 医療的ケアや配慮を必要とする児童等の支援について、その対応の理解と支援者の連携が必要である。役割分担を明確にし、連携に必要なことを具体的に課題の解決に努める。
成果	【教育との連携】 - 教育側のニーズを具体的にして対応を考えた。本市内の小学校の中から6校の全教員にアンケートを実施した結果をもとに、相談支援専門員が学校と関わる際に持参できる相談支援専門員及び福祉サービスの紹介パンフレットを作成した。 【医療との連携】 - 相談支援専門員が医療的ケア児、配慮を必要とする児童等への支援の仕方や流れ等について理解する必要がある、学ぶ場について協議し提供。サービス調整会議を活用し理解を深めることができた。
課題	医療的ケアや配慮を必要とする児童等の支援について、その対応の理解と支援者の連携。役割分担を明確にし、連携に必要なことを具体的に課題の解決に努める。

● ささえる専門部会

目標	- 各事業所のサービス管理責任者（以下「サビ管」という。）等の顔の見える関係づくり - 相談支援専門員との連携 - 事業所内容の情報交換 - 地域生活拠点整備事業について
成果	- サビ管等の関係づくりについては、専門部会や各 WG（ワーキンググループ）での取組（施設見学・各種イベント・ワールドカフェ等）を実施することで、サビ管等同士の親睦や交流ができ、事業所間の連携に繋がり、情報として得た内容を事業所に持ち帰ることができた。 - WG 内での取組で、サビ管等だけでなく、次世代の若手の職員も研修等に参加する形で実施したため、人材育成としての役割も果たすことができた。 - 地域生活支援拠点整備について、居住系 WG として短期入所事業所の実態と課題等をテーマに、じりつ専門部会との意見交換の場をもつことができた。
課題	- 利用者の受入れについては相談支援専門員との連携が不可欠であるが、特に緊急時において利用にあたっての情報共有や受入れがスムーズに行えていないケースがある。相談支援専門員が事業所の特色や実態などを十分に把握できていない課題があると考えられる。 - WG によっては、サービス形態の特色から会合への参加が難しかったり、参加される事業所に明らかに偏りが生じている状況がある。WG の機能を発揮するためには参加率を上げる必要があり、WG をより参加しやすく有意義な場にしていくことが課題である。 - 各 WG で情報交換をしていく中で、共通の課題（人材育成・人員体制・ハード面・利用者特性に対しての支援方法等）が見えてきている。こうした課題への対応を通して、より利用者のニーズに基づいた支援を提供できるよう、地域全体の支援の質を高めていくことを目指したい。 - 地域生活支援拠点整備については、他の専門部会から要請があれば協力をしていく。 - 虐待防止に向けた権利擁護研修会は、引き続き次年度も実施していきたい。

④ 就労支援ネットワーク会議の令和元年度（2019）の実施内容

目標	①障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営 ②企業とのつながり作り ③就労定着支援に関する活動 ④精神障がい（発達障がいを含む）者への就労支援・定着支援のあり方検討
成果	*ネットワーク会議の開催：4/24、6/25、8/5、10/2、12/13、2/7 *合同ジョブガイダンス：10月25日ー70名以上参加 ジョブカフェしまね講師によるビジネスマナーや面接の心構えに関する講義 一般企業の採用担当者の協力を得た模擬面接 *企業情報交換会：9月18日ー16社参加 障がい者雇用事例発表（出雲大社）、支援制度説明、情報交換 *自己理解・情報共有ツールの開発：検討会 8/25、10/2、11/11、12/4、2/3 *はたらく仲間のコーヒータム：毎月第3金曜日 18:00～19:00 一般就労で働く障がい者の気軽な集いの場として「ふじひろ珈琲」で開催

成果	○障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営 2月に1回程度の頻度でネットワーク会議を開催し、事業の企画・実施に共に取り組んだ。一般就労・就労定着に関する地域ぐるみの支援活動として『合同ジョブガイダンス』『はたらく仲間のコーヒータ임』を実施。合同ジョブガイダンスについては、精神障がい者の就労支援ニーズ増大を考慮し、就労系事業所利用者や養護学校生徒に加え、精神科デイケア利用者にも対象を拡大した。こうした協働の経験を通じて、さらに新たな課題への気づきが生まれたり、会議の場以外でも協力し合えるつながりが広がる効果がある。 ○企業とのつながり作り リーフと共催で企業情報交換会を開催。昨年より多い16社の参加があった。参加企業からは、事例発表や障がい者雇用の経験ある企業の担当者や福祉サイドの支援者との情報交換により、社内の支援体制の作り方など実際の工夫点などを聞くことができ、障がい者雇用への不安が軽減したとの意見が寄せられた。支援者にとっても企業の実情を知る機会となり、事業所でできる就労準備のあり方や、配慮のお願いの仕方について考えを深めるきっかけとなった。また、事業の企画実施にあたっては市産業政策課や出雲地区雇用促進協議会にも協力をいただき、新たな連携が広がった。 ○自己理解・情報共有ツールの開発 精神障がい者の就労支援・定着支援においては、当事者の抱える困難さが一見して捉えづらく、さらに病状には波があることが支援上の課題となりやすい。そこで、当事者が自己理解を深めるとともに、企業の方をお願いしたい配慮事項を分かりやすく整理して伝えるために活用できる出雲版ツールの開発を目指して情報収集や検討を行ってきた。WRAP(元気回復行動プラン)の手法を応用した既存ツールの情報を収集し、素案を作成した。
課題	○障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営 就労支援をめぐる連携協働の基盤としてのネットワークの活動は、今後も継続していく必要がある。協働により実施してきた「合同ジョブガイダンス」「はたらく仲間のコーヒータ임」は地域の社会資源として定着してきており、当事者のニーズに合わせて細部を修正しながら継続していきたい。 ○企業とのつながり作り 障がい者雇用率が年々引き上げられ、経済動向により人材不足も深刻になってきている中、障がい者雇用への関心が高まっている。しかしながら、障がいに関する知識や障がい者雇用のノウハウを持ち合わせず不安を抱いておられる企業も少なくない。より良いマッチングや就労定着支援を考えていく上では、企業側のニーズをしっかりと捉え、相互理解と連携の基盤づくりをしていくことが肝要である。企業情報交換会を継続して開催し、より幅広い企業に参加してもらえるよう市産業政策課や出雲地区雇用促進協議会等との連携も深めていきたい。 ○精神障がい(発達障がいを含む)者への就労支援・定着支援のあり方検討 自己理解・情報共有ツールの制作途中であり、継続して取り組んでいく。今年度制作したツールの素案と、先般厚労省が示した「就労パスポート」とを併せていくつかの事例で試行し、まずはモニター版をまとめる。モニター版ができた段階で市内の就労支援関係機関に広く声かけして使ってもらい、内容整理して完成させたい。 また、精神障がい(発達障がい)者の就労支援に関わるリアルなニーズに立脚して支援のあり方を考えていけるよう、ネットワーク会議の場を使って事例検討を行う。 ○就労定着支援事業に関する情報交換とあり方検討 市内で就労定着支援事業を実施する事業所はまだ少なく、ケースも限られている現状である。実際に取り組んでみて見えてくる課題もあることから、事業所間で情報交換をしていくことで支援の質の向上を図りたい。

7. 障がい者の状況等

障がい者手帳所持者の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総人口	174,957 人	174,724 人	175,220 人	175,593 人	174,790 人
対前年比		99.87%	100.28%	100.21%	99.54%
身体障がい者手帳	8,139 人	8,146 人	7,522 人	7,418 人	7,343 人
総人口比	4.65%	4.66%	4.29%	4.22%	4.20%
対前年比		100.09%	92.34%	98.62%	98.99%
療育手帳	1,558 人	1,563 人	1,607 人	1,643 人	1,687 人
総人口比	0.89%	0.89%	0.92%	0.94%	0.97%
対前年比		100.32%	102.82%	102.24%	102.68%
精神障がい者保健福祉手帳	1,371 人	1,468 人	1,526 人	1,663 人	1,764 人
総人口比	0.78%	0.84%	0.87%	0.95%	1.01%
対前年比		107.08%	103.95%	108.98%	106.07%
障がい者手帳所持者総数	11,068 人	11,177 人	10,655 人	10,724 人	10,794 人
総人口比	6.33%	6.40%	6.08%	6.11%	6.18%
対前年比		100.98%	95.33%	100.65%	100.65%

資料：総人口：住民基本台帳（年度末時点）、障がい者手帳所持者：島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者手帳所持者の構成比

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障がい者手帳	73.5%	72.9%	70.6%	69.2%	68.0%
療育手帳	14.1%	14.0%	15.1%	15.3%	15.6%
精神障がい者保健福祉手帳	12.4%	13.1%	14.3%	15.5%	16.4%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者手帳種類別所持者の年齢構成（令和元年度）

	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	合計	65 歳以上割合
身体障がい者手帳	104 人	1,430 人	5,809 人	7,343 人	79.1%
療育手帳	248 人	1,204 人	235 人	1,687 人	13.9%
精神障がい者保健福祉手帳	45 人	1,299 人	420 人	1,764 人	23.8%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

等級別身体障がい者手帳所持者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	2,833 人	2,860 人	2,724 人	2,680 人	2,664 人
2 級	1,082 人	1,080 人	1,012 人	1,005 人	1,002 人
3 級	1,140 人	1,124 人	1,030 人	1,019 人	1,011 人
4 級	1,945 人	1,940 人	1,756 人	1,721 人	1,690 人
5 級	486 人	482 人	426 人	413 人	402 人
6 級	653 人	660 人	574 人	580 人	574 人
合計	8,139 人	8,146 人	7,522 人	7,418 人	7,343 人
前年比		100.09%	92.34%	98.62%	98.99%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

年齢別身体障がい者手帳所持者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	111 人	111 人	107 人	108 人	104 人
18 歳以上 65 歳未満	1,690 人	1,634 人	1,541 人	1,491 人	1,430 人
65 歳以上	6,338 人	6,401 人	5,874 人	5,819 人	5,809 人
合計	8,139 人	8,146 人	7,522 人	7,418 人	7,343 人
65 歳以上割合	77.87%	78.58%	78.09%	78.44%	79.11%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

判定別療育手帳所持者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 判定	635 人	632 人	636 人	635 人	644 人
B 判定	923 人	931 人	971 人	1,008 人	1,043 人
合計	1,558 人	1,563 人	1,607 人	1,643 人	1,687 人
前年比		100.32%	102.82%	102.24%	102.68%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

年齢別療育手帳所持者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	237 人	221 人	233 人	240 人	248 人
18 歳以上 65 歳未満	1,105 人	1,131 人	1,154 人	1,174 人	1,204 人
65 歳以上	216 人	211 人	220 人	229 人	235 人
合計	1,558 人	1,563 人	1,607 人	1,643 人	1,687 人
65 歳以上割合	13.86%	13.50%	13.69%	13.94%	13.93%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	373 人	395 人	398 人	410 人	411 人
2 級	778 人	811 人	848 人	943 人	998 人
3 級	220 人	262 人	280 人	310 人	355 人
合計	1,371 人	1,468 人	1,526 人	1,663 人	1,764 人
前年比		107.08%	103.95%	108.98%	106.07%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

自立支援医療（精神通院医療）受給者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
20 歳未満	425 人	435 人	452 人	482 人	507 人
20 歳以上 65 歳未満	2,577 人	2,691 人	2,709 人	2,779 人	2,911 人
65 歳以上	813 人	812 人	870 人	910 人	938 人
合計	3,815 人	3,938 人	4,031 人	4,171 人	4,356 人
65 歳以上割合	21.31%	20.62%	21.58%	21.82%	21.53%
前年比		103.22%	102.36%	103.47%	104.44%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者支援区分認定状況の推移（各年度末時点）

支援区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分6	197人	205人	233人	237人	244人
区分5	174人	172人	169人	177人	187人
区分4	232人	220人	196人	191人	188人
区分3	276人	272人	268人	252人	239人
区分2	139人	117人	123人	112人	126人
区分1	14人	19人	18人	16人	14人
合計	1,032人	1,005人	1,007人	985人	998人

資料：出雲市福祉推進課調べ

障がい福祉サービス支給決定状況の推移（各年度末時点）

（単位：人）

サービス種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護等	397	423	404	384	384
生活介護	531	511	506	496	496
自立訓練（機能訓練）	5	9	8	8	5
自立訓練（生活訓練）	38	29	24	27	41
就労移行支援	55	51	46	41	46
就労継続支援A型	51	52	51	53	52
就労継続支援B型	522	535	543	578	575
就労定着支援	0	0	0	0	6
児童発達支援	83	96	91	86	91
放課後等デイサービス	243	263	277	306	319
保育所等訪問支援	200	187	152	129	133
短期入所支援	278	265	241	249	250
療養介護	55	56	57	58	58
共同生活援助 （グループホーム）	186	189	187	189	189
施設入所支援	311	295	295	288	288
自立生活援助	0	0	0	0	8
計画相談支援	1,390	1,381	1,412	1,450	1,456
地域移行支援	5	2	7	4	3
地域定着支援	61	66	73	70	72
障がい児相談支援	341	354	377	404	426

資料：出雲市福祉推進課調べ

8. アンケート集計結果概要

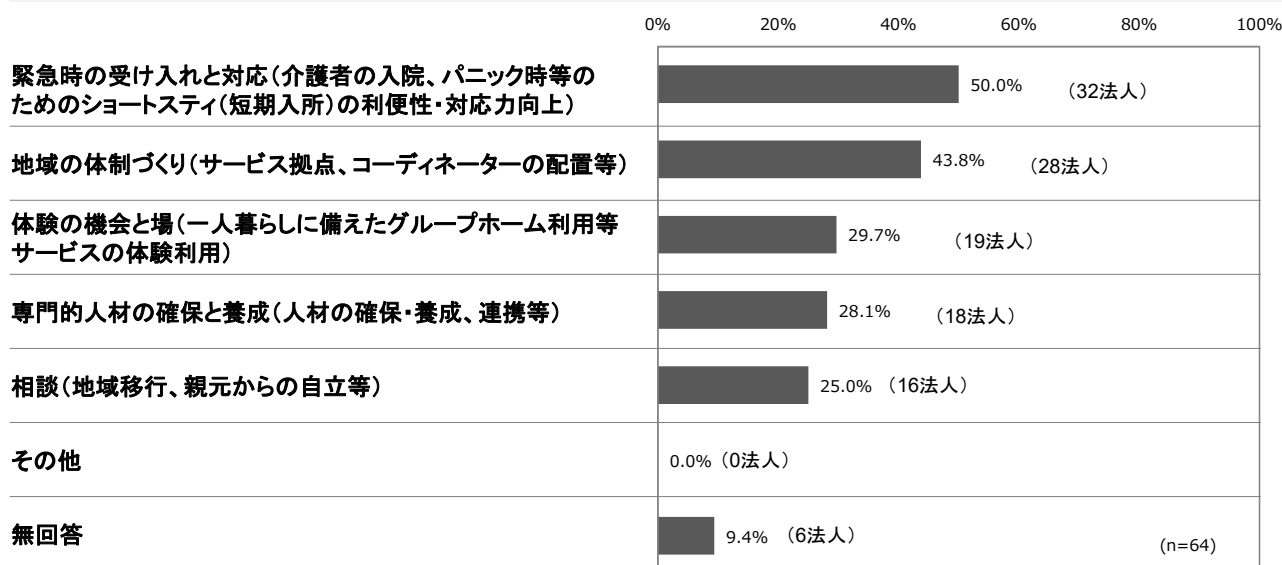
本計画の策定にあたっては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートを行いました。アンケートの実施にあたっては、厚生労働省の調査研究事業「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」を活用しました。

調査目的	① 移動支援事業、障がい者福祉タクシー制度の利用実態の把握 ② 日中一時支援事業の利用実態の把握 ③ 地域生活支援拠点整備のためのニーズ把握 ④ 「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」のニーズ把握
調査対象	◆利用者（当事者） サービス利用者、障がい者手帳所持者から1,000人を抽出 ◆運営法人、事業所 本市内でサービスを提供している全事業所（149事業所） 及びその運営法人（69法人）
調査方法	直接記入式の調査票を郵送により発送・回収
調査実施時期	令和元年（2019）9月9日（月）～10月11日（金）
回答状況	利用者 630人（63.0%） 運営法人 64法人（92.8%） 事業所 124事業所（83.2%）

（1）地域生活支援拠点整備に係る結果

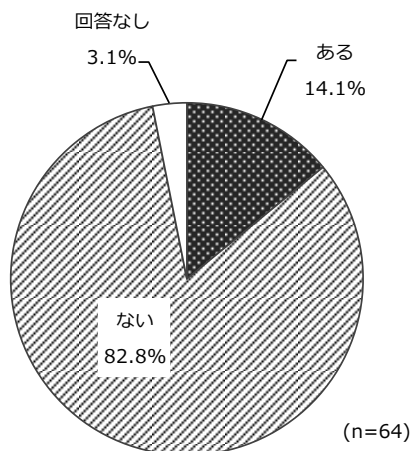
【法人】アンケート

〔1〕地域生活支援拠点を整備するにあたって、特に必要と思われる機能を選択してください。

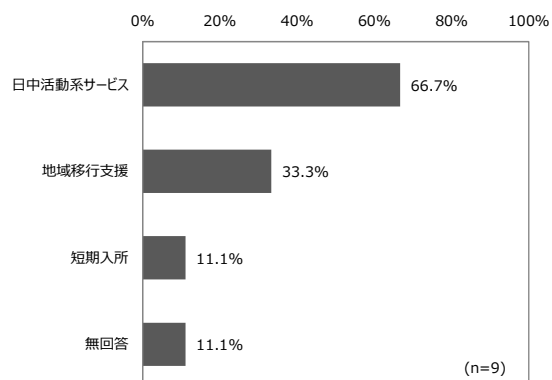


- 50.0%の法人が「緊急時の受け入れと対応」を、43.8%の法人が「地域の体制づくり」を必要な機能としてあげています。

〔2〕地域生活支援拠点として事業を実施する予定がありますか。



提供予定のサービスが「ある」場合、そのサービス(複数回答)



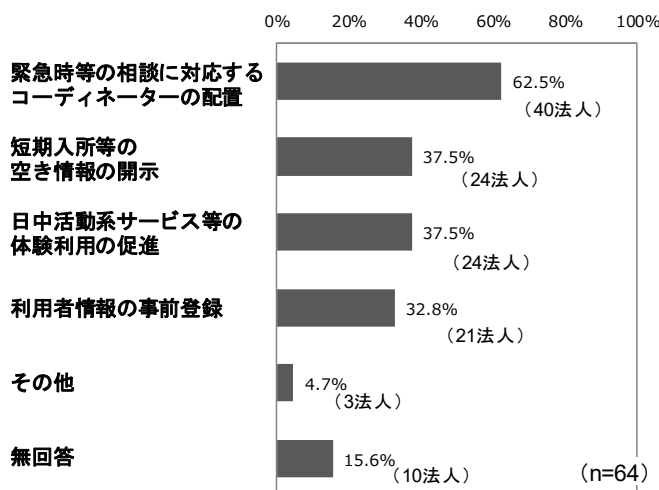
日中活動系サービスの内容

体験利用/日中一時支援/移行支援/買い物サービス

就労移行、就労継続 B、自立訓練(生活訓練)

放課後等デイサービス

〔3〕地域生活支援拠点の円滑な運営に必要な仕組みは何ですか。

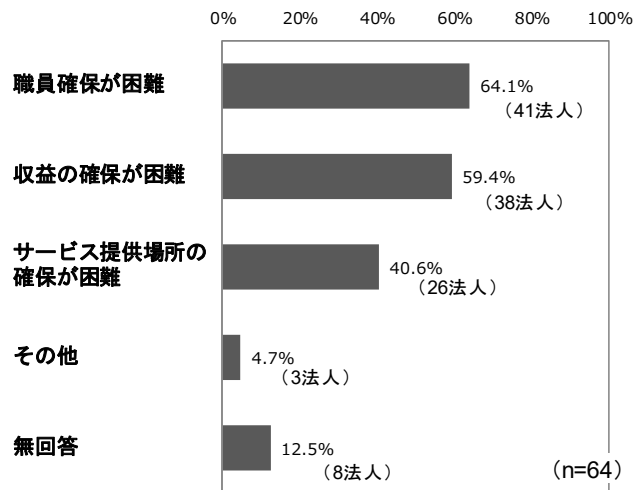


その他の内容:

体験利用の場と機会を増やすこと。
わからない。

●半数以上の法人が「緊急時等の相談に対応するコーディネーターの配置」をあげています。

〔4〕拠点整備にあたっての問題点は何ですか。



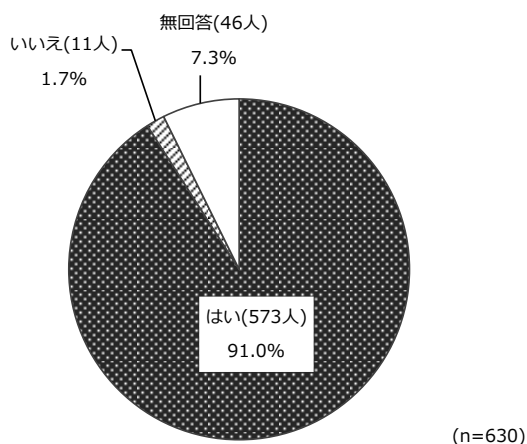
その他の内容:

法令、定款等により困難 / 送迎について / 不明

●半数以上の法人が「職員確保が困難」「収益の確保が困難」をあげています。

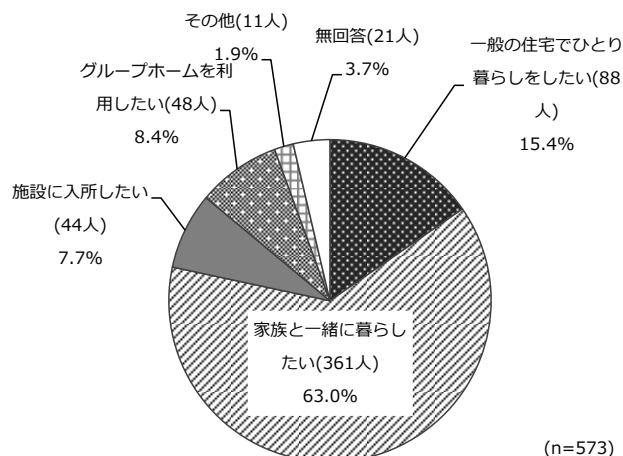
【利用者】アンケート

〔1〕あなたは、これからも住み慣れた地域で生活したいですか。



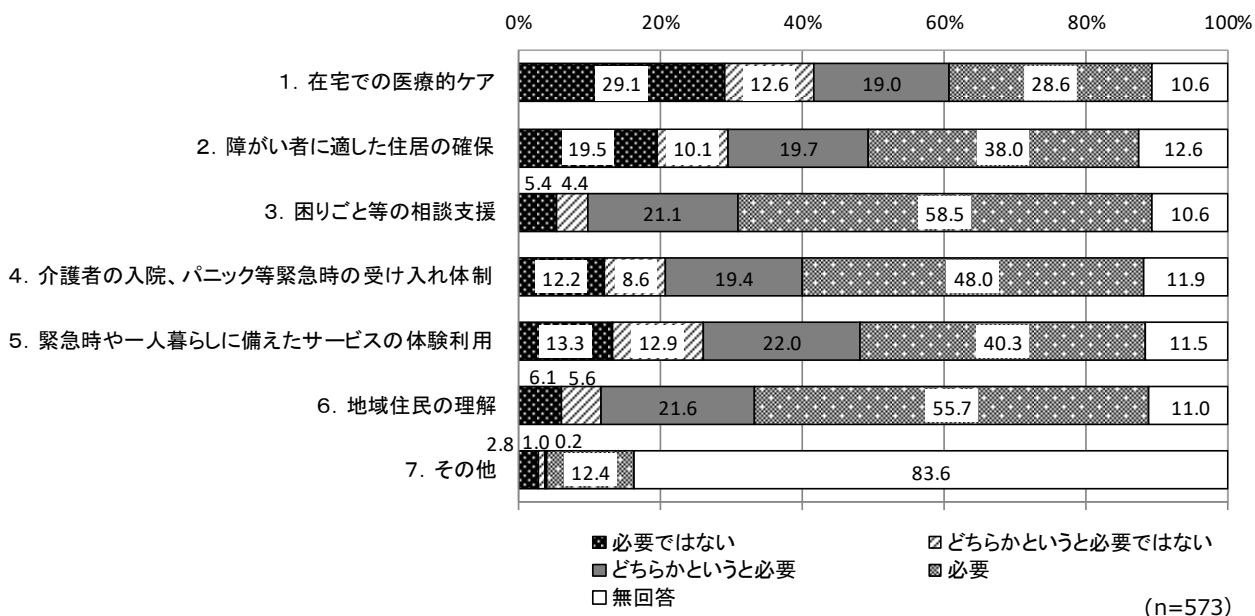
●これからも住み慣れた地域で生活したいと回答している方が90%を超えています。

〔2〕どのような生活を希望しますか。



●「家族と一緒に暮らしたい」「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」という回答が多くなっています。

〔3〕住み慣れた地域で生活するためにどのようなことが必要ですか。



その他の内容: 移動支援、生活支援等(6人)/交通手段(3人)/就労支援(3人)/施設の充実(3人)バリアフリー化(2人)

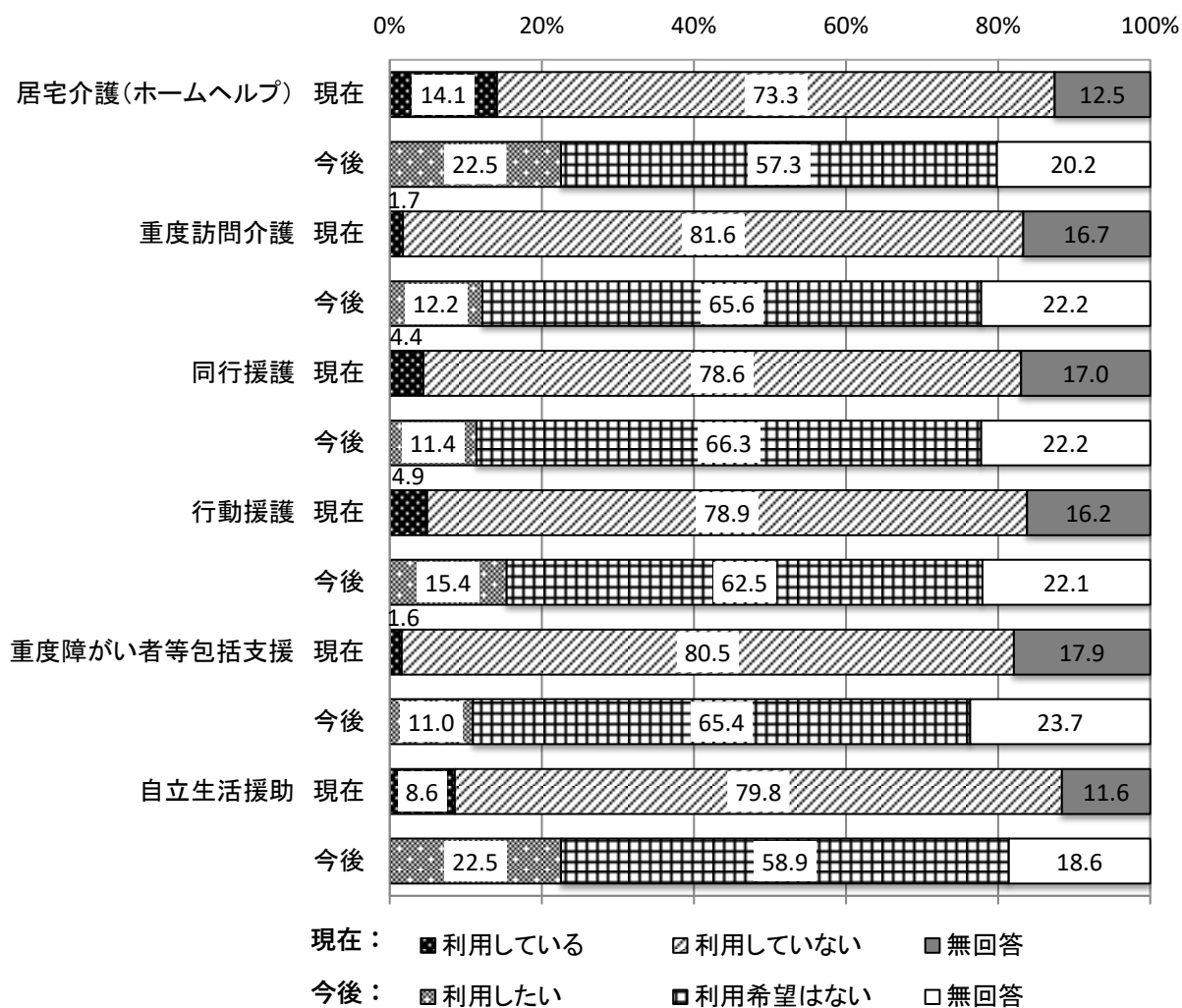
● 「どちらかというと必要」、「必要」の割合が最も高いのは「困りごと等の相談支援」79.6%、次いで、「地域住民の理解」で77.3%、「介護者の入院、パニック等緊急時の受け入れ体制」67.4%となっています。

(2) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業に係る結果

【利用者】アンケート

〔1〕 あなたは、次の障がい福祉サービスを利用していますか。また、今後（5年以内に）利用したいですか。

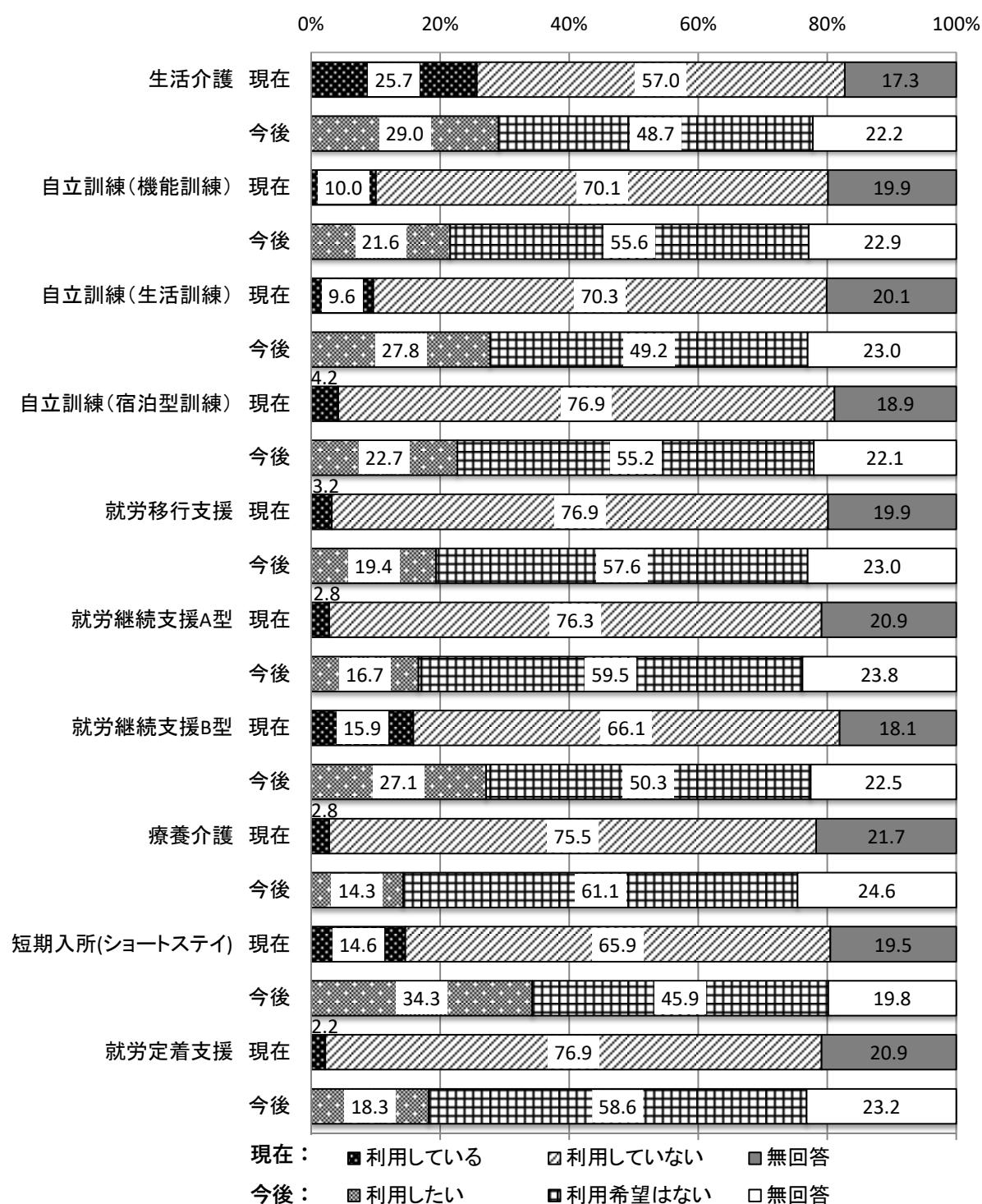
①訪問系サービス



(n=630)

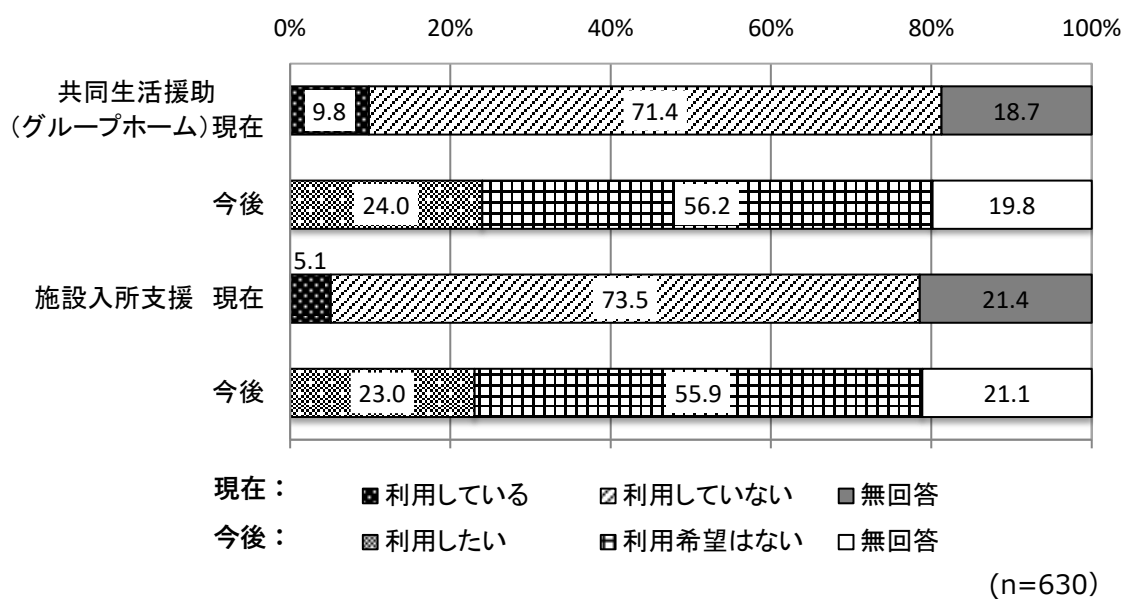
- いずれのサービスにおいても、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「居宅介護(ホームヘルプ)」および「自立生活援助」は今後の利用意向が最も高く22.5%となっています。
- 「自立生活援助」は現在の利用状況と今後の利用意向の伸び率が最も高く、13.9ポイント増加しています。

②日中活動系サービス



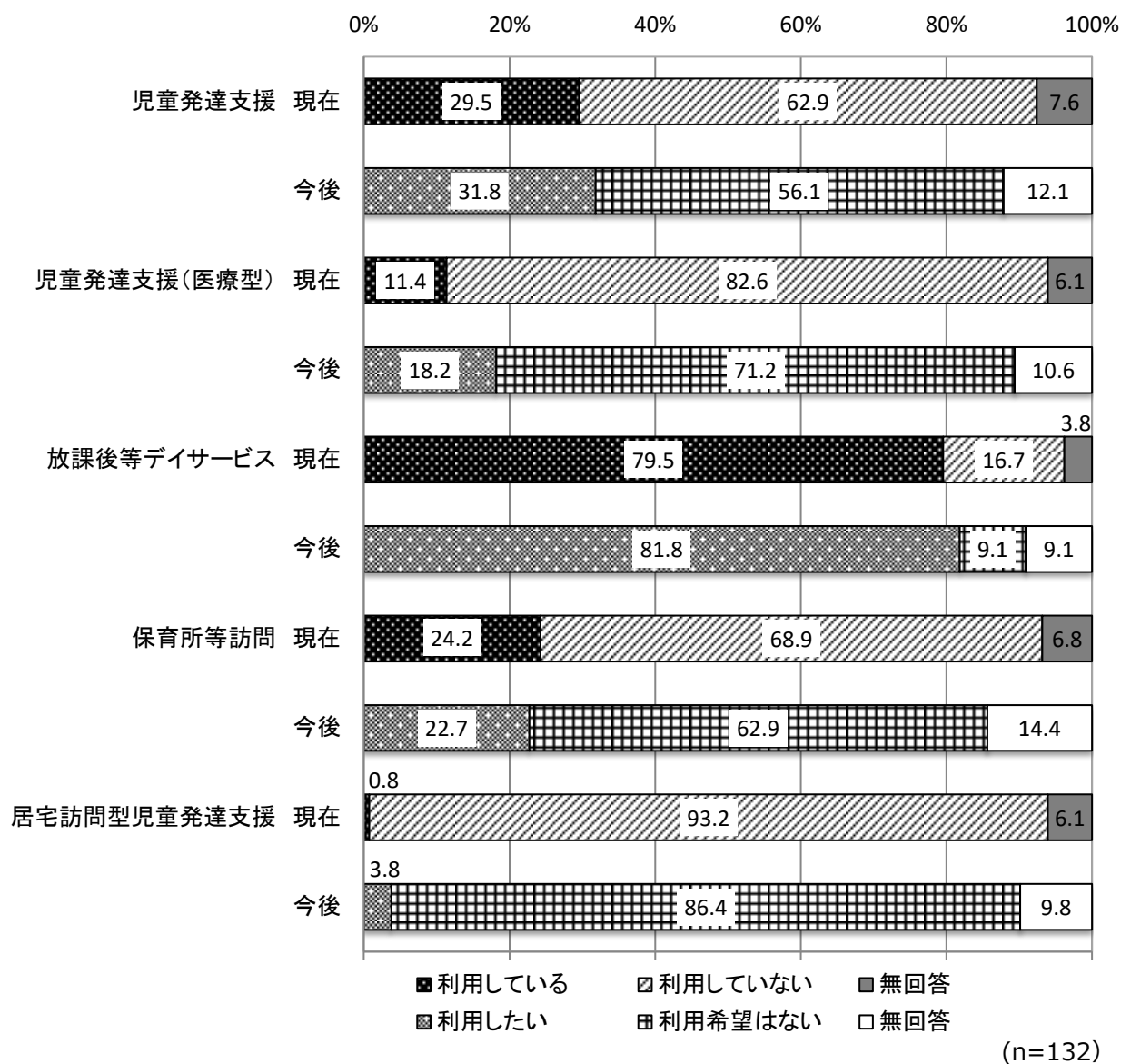
- いずれのサービスにおいても、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「短期入所」は今後の利用意向が最も高く34.3%、次いで「生活介護」29.0%、「自立訓練（生活訓練）」27.8%となっています。
- 「短期入所」は現在の利用状況と今後の利用意向の伸び率が最も高く、19.7ポイント増加しています。

③居住系サービス



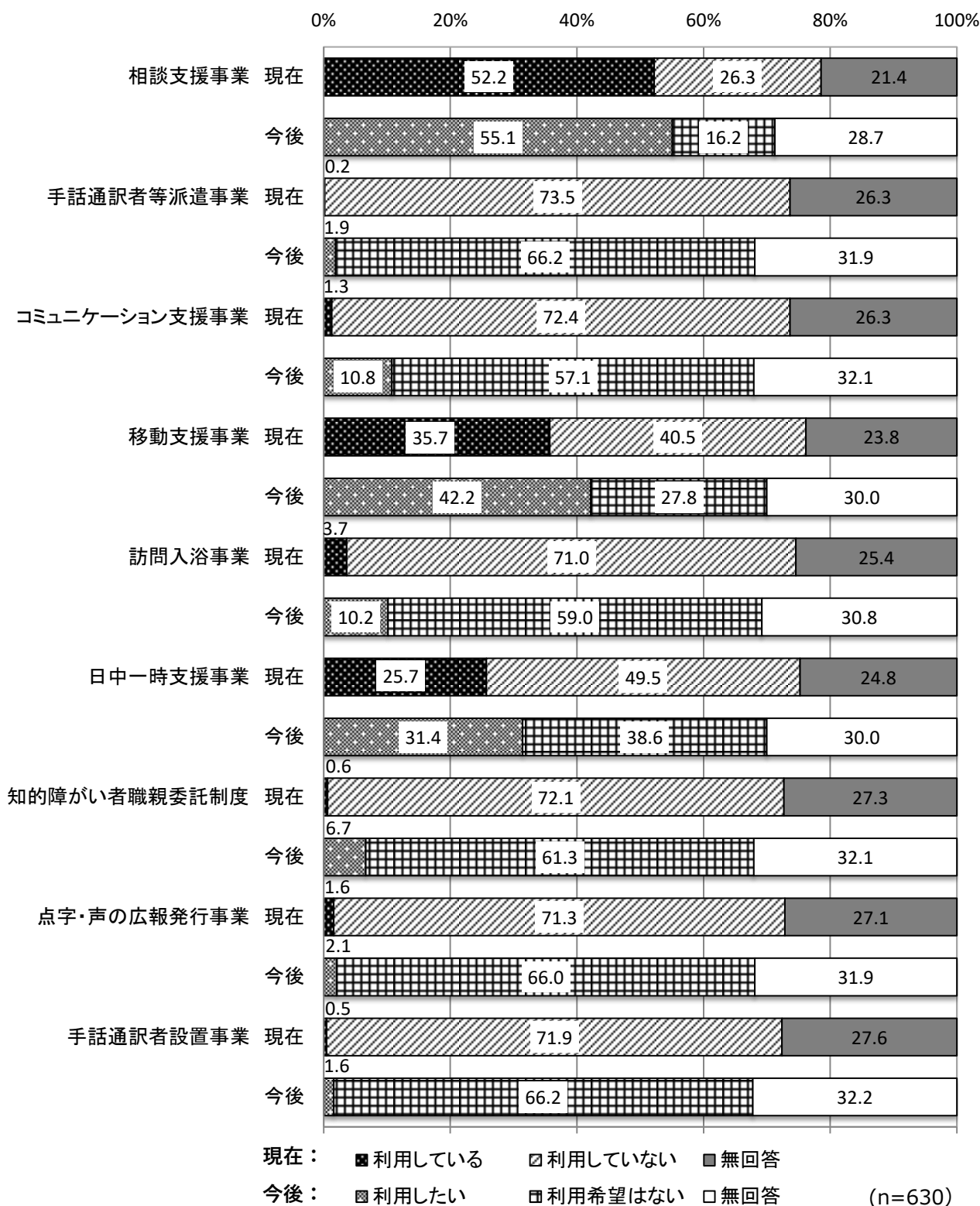
- いずれのサービスにおいても、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「共同生活援助(グループホーム)」は今後の利用意向が最も高く24.0%、次いで「施設入所支援」23.0%となっています。
- 「施設入所支援」は現在の利用状況と今後の利用意向の伸び率が最も高く、17.9ポイント増加しています。

④児童に関するサービス



- 「保育所等訪問」を除くサービスで、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「放課後デイサービス」は今後の利用意向が最も高く81.8%、次いで「児童発達支援」31.8%、「保育所等訪問」22.7%となっています。

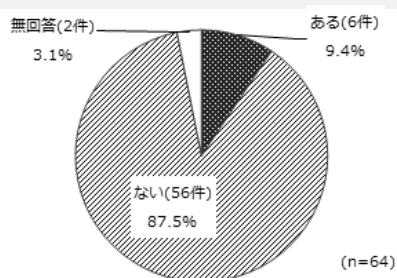
〔2〕 あなたは、次の地域生活支援事業を利用していますか。また、今後（5年以内に）利用したいですか。（事業ごとに、現在と今後それぞれに〇が1つずつ）



- いずれのサービスにおいても、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「相談支援事業」は今後の利用意向が最も高く55.1%、次いで「移動支援事業」42.2%、「日中一時支援事業」31.4%となっています。

【法人】アンケート

〔1〕 貴法人内の各事業所の拡張予定はありますか。(○は1つ)

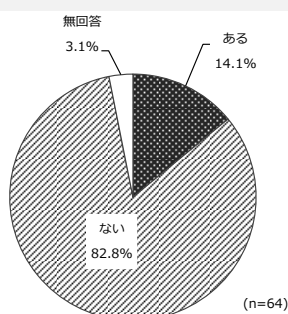


●「ある」の回答数が6件、「ない」が56件となっています。

〔1-1〕「ある」を選択した法人にお聞きします。拡張する事業所名、事業名、利用定員を記入し、拡張時期を選択してください。

	拡張定員(人)					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	未定
就労継続B型		20				
共同生活援助	2	6				
放課後等デイサービス		10				
日中一時支援事業		3~5				
児童施設						○
居宅介護	○	○				
通所介護、生活介護、放デイ		8				

〔2〕 貴法人内の各事業所で、新規事業への参入予定はありますか。(○は1つ)

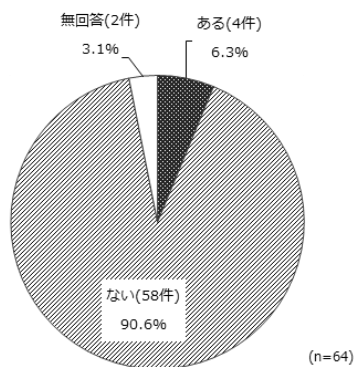


●「ある」の回答数が9件、「ない」が53件となっています。

〔2-1〕「ある」を選択した法人にお聞きします。事業所名、参入する事業名、利用定員を記入し、参入時期を選択してください。

	拡張定員(人)					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	未定
相談支援			○			
放課後等デイ						○
日中サービス支援型 共同生活援助			15 短入2			
放課後等デイサービス	10	20				
就労継続支援B型	20					
共同生活援助 (グループホーム)	12					
特定相談支援	○					
生活介護			10			
共同生活援助						8

〔3〕 貴法人内の各事業所で、廃止する予定の事業はありますか。(〇は1つ)

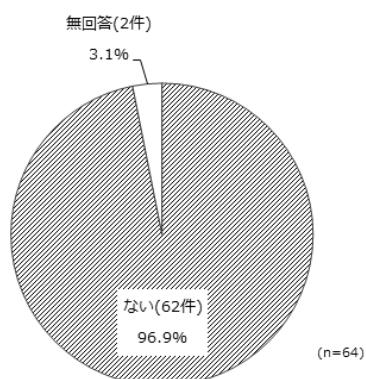


●「ある」の回答数が4件、「ない」が58件となっています。

〔3-1〕「ある」を選択した法人にお聞きします。事業所名、廃止する事業名、利用定員を記入し、廃止時期を選択してください。

	拡張定員(人)					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	未定
短期入所						6
日中一時支援事業						5
就労継続支援 B 型事業	15					

〔4〕 貴法人内の各事業所で、縮小する予定の事業はありますか。(〇は1つ)



●「ない」の回答数は62件、「ある」は0件となっています。

〔4-1〕「ある」を選択した法人にお聞きします。縮小する事業所名、事業名、利用定員を記入し、縮小時期を選択してください。

該当なし

9. 障がい福祉サービスの種類と内容

障がいのある方が介護を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」のサービスを、障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定します。

サービス名	サービス内容	対 象 者
介護給付		
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい者 《障がい支援区分Ⅰ以上の方》
重度訪問介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする者 《障がい支援区分Ⅳ以上で2肢以上に麻痺があり、認定項目調査で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「できる」以外で認定された者》
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする者 《障がい支援区分Ⅲ以上》
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。	常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者 《障がい支援区分Ⅵ》
同行援護	外出時に同行し、移動に必要な情報提供をするとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。	視覚障がいにより移動に困難を有する者
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする者 《障がい支援区分Ⅰ以上》
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする者 《気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている障がい支援区分Ⅵの者、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障がい支援区分Ⅴ以上》
生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 《障がい支援区分Ⅲ以上、50歳以上は障がい支援区分Ⅱ以上》
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者 《障がい支援区分Ⅳ以上、50歳以上は障がい支援区分Ⅲ以上》

サービス名	サービス内容	対 象 者
訓練等給付		
自立訓練 (機能訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・回復訓練を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援を必要とする者
自立訓練 (生活訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間日常生活能力を向上するための訓練や相談支援を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援を必要とする者
自立訓練 (宿泊型)	住居の場を提供し、一定期間家事等日常生活能力を向上するための支援、生活能力の維持・向上のための訓練や相談支援を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる者
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用計画に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用計画に基づく就労が可能な者
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者
就労定着支援	就労に伴い生じている生活面の課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面での問題・課題について確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者
障がい児通所支援		
児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。	就学前児童
児童発達支援 (医療型)	児童発達支援及び治療を提供します。	肢体不自由児及び重症心身障がい児
放課後等 デイサービス	障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会を提供します。	就学児童
保育所等訪問	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児、乳児院や児童養護施設に入所する障がい児
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	外出することが困難な重症心身障がい児

10. 地域生活支援事業の種類と内容

地域生活支援事業は、市の事業として実施します。次のサービスを利用される場合は、事前の申請が必要です。

サービス名	サービス内容	対 象 者
相談支援事業	障がい者からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。また、福祉サービスの利用計画を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。 市は次の事業所に事業を委託しています。 ハートピア出雲、光風園、さざなみ学園、ふあっと、出雲サンホーム、かのん、プレーグ、そうゆう相談センター、太陽の里	在宅の障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う者等
手話通訳者等派遣事業	障がい者とその他のものの意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者
日常生活用具給付	重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。 負担上限月額「所得を判断する際の世帯の範囲」は補装具と同じです。 日常生活用具の基準額について、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は100%、市民税課税世帯は90%を給付します。 同じ給付種目がある場合は、介護保険制度が優先します。原則、耐用年数期間内は給付できません。	重度障がい者
住宅改修費給付事業	在宅の重度障がい（児）者が、段差解消などの住環境の改善を行う場合の、用具の購入費及び改修工事費を給付します。給付の額は、対象経費（助成上限額20万円）の市民税非課税世帯及び被保護世帯は100%、一般世帯は90%を給付します。 原則、給付は1回で、改修の前に申請が必要です。（事後申請は対象になりません。） また、介護保険制度の住宅改修費給付事業が優先します。	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する方で、障がい等級1～3級の方（特殊便器については上肢障がい2級以上でも可）
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障がある者が病院又は診療所へ入院したときに、居宅介護従事者又は重度訪問介護従事者を派遣します。	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している者で、市が定める要件を満たす者
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行います。社会参加、短期入所時の送迎、通勤、通学など。	障がい者（児）であって、屋外での移動に介助、支援が必要な者

サービス名	サービス内容	対 象 者
地域活動支援センター事業	通所により、次の訓練等及び、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。 ・ 障がい者生活介護型のみ、サービス給付のため受給者証の交付と利用者負担があります。	
障がい者生活介護型	・ 身体機能又は生活能力向上のための訓練 ・ 入浴、排せつ、食事等の介護	身体障がい者、知的障がい者、難病患者
精神障がい者通所型	・ 日常生活訓練、家事訓練等の訓練 ・ 会話、生活マナー等の社会適応訓練	精神障がい者
障がい者共同作業所移行型	・ 日常生活及び社会適応のために必要な訓練	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者
訪問入浴事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。心身の状況から清拭や部分浴も行います。	自宅での入浴が困難な障がい者
日中一時支援事業	障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者（児）の日中一時預かりを行います。	家族等の都合等により、日中の一時預かりが必要な障がい者（児）
知的障がい者職親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練等を行います。	知的障がい者
身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業	身体障がい者が運転免許を取得するための経費を助成します。 助成限度額 対象経費の2/3（上限10万円）	身体障がい者
身体障がい者自動車改造費助成事業	①身体障がい者自身が、所有し運転する自動車を改造する場合 ②身体障がい者が自動車に乗降するための改造をする場合 上記①、②の改造経費を助成します（事前申請）。	身体障がい者 ※②は肢体不自由障がいⅠ、Ⅱ級のみ
点字・声の広報発行事業	市の発行する広報いずも・議会だよりを点訳又は音声化したものを無料で送付します。	視覚障がい者

11. 計画見込数値（島根県報告数値）

(1) 成果目標

成果目標①「地域生活支援拠点等の整備」

項目・内容	目 標	説 明
拠点の整備箇所数	1か所	令和3年度に1か所を運用開始
運用状況の検証・検討	2回/年	施策推進協議会において検証・検討

成果目標②「施設入所者の地域移行に向けての体制確保」

項目・内容	目 標	説 明
施設入所者の削減人数	5人 (1.7%)	令和元年度の施設利用者数(A) 300人 令和5年度の施設利用者数(見込)(B) 295人 差引減少見込数(A-B)
地域生活移行者数	18人 (6%)	令和元年度の施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 令和元年度の施設利用者数300人×6%

成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」

項目・内容	目 標	説 明
令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	38人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数30人×1.27
令和5年度に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	17人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数13人×1.30
令和5年度に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	3人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数2人×1.26
令和5年度に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	18人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数15人×1.23
令和3年度から令和5年度の間に就労定着支援事業を利用する者のうち、令和5年度に就労定着支援事業を利用する者の数	55人	令和3年度から令和5年度までに就労系事業所を退所し、一般就労する者の数78人×0.7
就労定着支援事業所のうち、令和5年度に就労定着率が8割以上の事業所数	4事業所	就労定着支援事業所5事業所×0.7

成果目標④「相談支援体制の充実・強化等」

項目・内容	目 標	説 明
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制の強化に向けた取組	実施	相談支援機能強化事業所を中心に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制を強化する。

成果目標⑤「障がい福祉サービス等の質の向上」

項目・内容	目 標	説 明
障がい福祉サービス等の質の向上	実施	専門部会において検討を進め、体制の強化を図る。

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

項目・内容	目 標	説 明
児童発達支援センターの設置	3か所	令和5年度末時点の設置箇所数
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6か所	

項目・内容	目 標	説 明
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	令和5年度末時点の設置箇所数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	協議の場あり	生活支援検討会において協議
ためのコーディネーターの配置	複数配置	令和5年度末までにコーディネーターを複数配置

(2) 活動指標

○訪問系サービス

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	5,428時間 367人	5,538時間 372人	5,650時間 377人

○日中活動系サービス

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	9,323人日分 524人	9,404人日分 526人	9,486人日分 528人
自立訓練(機能訓練)	40人日分 8人	40人日分 8人	40人日分 8人
自立訓練(生活訓練)	460人日分 52人	460人日分 52人	460人日分 52人
就労移行支援	612人日分 69人	612人日分 69人	612人日分 69人
就労継続支援(A型)	1,119人日分 73人	1,130人日分 74人	1,141人日分 75人
就労継続支援(B型)	9,717人日分 700人	10,097人日分 732人	10,492人日分 766人
就労定着支援	18人	36人	55人
療養介護	60人	61人	62人
短期入所(福祉型)	336人日分 131人	340人日分 135人	345人日分 140人
短期入所(医療型)	29人日分 11人	30人日分 12人	30人日分 12人

○居住系サービス

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	6人	7人	9人
共同生活援助	214人	228人	236人
施設入所支援	286人	285人	283人

○相談支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	768人	817人	869人
地域移行支援	4人	5人	6人
地域定着支援	70人	73人	76人

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	7回	7回	7回
関係者の参加者数	40人	40人	40人
目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回

各サービス利用者のうち精神障がい者の利用者数

種類	実績：令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	10人	10人	11人	12人
地域定着支援	57人	63人	65人	67人
共同生活援助	48人	57人	61人	63人
自立生活援助	3人	6人	7人	9人

○地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

○福祉施設から一般就労への移行等

項目・内容	令和5年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	38人

○障がい児通所支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	374人日分	354人日分	335人日分
	124人	126人	128人
放課後等デイサービス	4,412人日分	4,544人日分	4,635人日分
	409人	421人	429人
保育所等訪問支援	26人日分	28人日分	29人日分
	26人	27人	28人
居宅訪問型児童発達支援	0人日分	0人日分	3人日分
	0人	0人	3人

○障がい児相談支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	375人	386人	394人

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目・内容	実績：令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	6人	8人	10人	12人

○発達障がい者等に対する支援

※本市では、県が実施する家庭療育支援事業について、情報提供や実施にあたっての協力・連携を図ることとしており、活動指標は定めません。

○相談支援体制の充実・強化のための取組

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施【有:1 無:0】	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	28件	28件	28件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	8件	8件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回

○障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込	9人	9人	9人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有【体制の有無 有:1 無:0】	1	1	1
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有【実施回数】	1回	1回	1回

【参考】

○整備見込量（定員数）

種類	実績:令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	199人	214人	228人	236人

○障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握等

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所（※保育所型認定こども園を含む）	116人	114人	116人	118人
認定こども園（幼保連携型・地方裁量型）	4人	4人	4人	5人
幼稚園（※幼稚園型認定こども園を含む）	40人	41人	39人	39人
放課後児童クラブ	100人	96人	101人	104人

(3) 各種サービスの計画目標

区分	サービス名		H30 実績	R元 実績	R2 実績 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込	単位
訪問系	居宅介護等		5,269	5,215	5,321	5,428	5,538	5,650	時間/月
日中活動系	生活介護		9,116	9,163	9,243	9,323	9,404	9,486	人日/月
	自立訓練（機能訓練）		51	36	38	40	40	40	人日/月
	自立訓練（生活訓練）		441	460	460	460	460	460	人日/月
	就労移行支援		755	681	612	612	612	612	人日/月
	就労継続支援A型		1,049	1,098	1,108	1,119	1,130	1,141	人日/月
	就労継続支援B型		8,627	8,999	9,351	9,717	10,097	10,492	人日/月
	就労定着支援		3	10	18	18	36	55	人/月
	短期入所支援		282	353	350	365	370	375	人日/月
	療養介護		59	58	59	60	61	62	人/月
居住系	共同生活援助		186	189	196	214	228	236	人/月
	施設入所支援		292	289	287	286	285	283	人/月
	自立生活援助		1	3	5	6	7	9	人/月
相談支援	計画相談支援		617	679	722	768	817	869	人/月
	地域移行支援		4	3	3	4	5	6	人/月
	地域定着支援		68	64	67	70	73	76	人/月
障がい児通所支援	児童発達支援		491	419	396	374	354	335	人日/月
	放課後等デイサービス		3,855	4,040	4,580	4,412	4,544	4,635	人日/月
	保育所等訪問支援		30	24	25	26	28	29	人日/月
	居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0	3	人日/月
障がい児相談支援			319	323	361	375	386	394	人/月
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業		引き続き、障がい者への理解促進、障がい者差別の解消に向け、取組を続けます。						
	自発的活動支援事業		1	1	1	2	2	2	団体／年
	相談支援事業		9	9	9	9	9	9	箇所／年
	成年後見制度利用 支援事業	市長申立て	4	3	4	3	3	3	件／年
		報酬助成	9	8	10	8	8	8	
	意思疎通支援事業	手話通訳等登録者数	148	161	161	177	178	195	人/年
		派遣事業実利用者数	44	41	41	45	45	45	
		手話奉仕員新規登録者数	-	16	-	16	-	17	
	日常生活用具 給付等事業	合計	875	836	842	848	854	860	件／年
		介護訓練支援用具	23	15	15				
		自立生活支援用具	29	23	23				
		在宅療養等支援用具	29	20	28				
		情報・意思疎通支援用具	96	80	80				
排泄管理支援用具		693	695	693					
住宅改修費		5	3	3					

区分	サービス名		H30 実績	R元 実績	R2 実績 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込	単位
地域生活支援事業	移動支援事業		22,124	22,054	21,792	22,040	22,260	22,480	時間/年
	地域活動支援センター	障がい者生活介護型	4	4	4	4	4	4	人/年
		精神障がい者通所型	174	231	237	237	237	237	
		障がい者共同作業所移行型	14	12	12	12	12	12	
	訪問入浴事業		872	892	867	867	867	867	回/年
	日中一時支援事業		15,348	13,623	14,294	14,997	15,735	16,510	時間/年
	重度訪問介護利用者大学修学支援事業		利用者や対象期間が限定される事業のため、目標値は定めませんが、サービスを必要としている方への制度周知を行い、適切な利用を促していきます。						
	職親委託事業		就労に関する様々なサービスが整備されてきたこともあり、第5期においては1事業者のもとで利用がありました。第6期においても一般就労に向け引き続き支援に取り組みます。						
	身体障がい者自動車改造費助成事業		11	9	9	11	12	13	件/年
出雲市独自サービス	身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業		0	4	3	4	4	5	件/年
	障がい者福祉タクシー	一般用	38,195	38,494	37,683	36,889	36,111	35,350	枚/年
		車いす用	11,477	10,803	10,460	10,128	9,807	9,495	
		ストレッチャー用	3,535	2,878	2,932	2,986	3,042	3,098	
	腎臓機能障がい者通院交通費助成事業		191	183	183	183	183	183	人/年
	自立支援医療費助成事業		4,615	4,736	4,950	5,175	5,409	5,654	人/年
	手話普及推進条例		条例に基づき以下の施策を実施していきます。 (1) 手話に触れる機会の拡大 (2) 手話を学ぶ機会の確保 (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大 (4) 手話による意思疎通支援の充実 (5) 手話通訳者等の育成及び確保 (6) その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援						
	障がい者福祉施設整備費補助		第5期中の実績のうち、平成30年度(2018)は補助対象事業がないため、0件でしたが、令和元年度(2019)は4件でした。 第6期については、事業者の意向確認が困難なことから目標値を定めませんが、県と連携して事業を行います。						

12. 障がい福祉サービス給付費の推移

単位:千円

区分	サービス種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (予算額)
介護給付費・訓練等給付費等	居宅介護	225,588	231,784	234,560
	重度訪問介護	6,452	5,485	5,600
	行動援護	1,075	825	720
	同行援護	1,310	1,530	1,340
	療養介護	181,187	178,797	183,210
	生活介護	1,113,649	1,152,985	1,176,492
	短期入所	29,755	40,743	45,330
	施設入所支援	428,075	440,570	449,210
	共同生活援助	254,871	270,872	276,860
	自立訓練(宿泊型)	8,324	7,698	8,230
	自立生活援助	276	614	600
	自立訓練(機能型)	4,605	3,320	3,420
	自立訓練(生活型)	24,633	28,265	29,160
	就労移行支援	77,290	55,538	58,030
	就労継続支援(A型)	93,199	94,174	96,230
	就労継続支援(B型)	697,461	740,690	746,260
	就労定着支援	755	2,972	2,870
	計画相談支援	119,586	128,544	131,661
	地域移行支援	1,655	1,356	1,142
	地域定着支援	3,222	3,586	4,075
	療養介護医療費	57,516	56,712	57,000
	特定障がい者特別給付	56,283	56,786	58,000
	小計(①)	3,386,767	3,503,846	3,570,000
児童通所給付費	障がい児相談支援	55,183	57,391	58,413
	障がい児発達支援	69,731	59,295	56,270
	放課後等デイサービス	424,169	483,844	483,023
	保育所等訪問支援	4,065	3,439	3,294
	小計(②)	553,148	603,969	601,000
小計(①+②)		3,939,915	4,107,815	4,171,000
地域生活支援事業	移動支援事業	86,714	87,424	89,988
	日中一時支援事業	35,929	32,266	35,420
	地域活動支援センター事業	1,729	1,683	1,574
	訪問入浴事業	10,861	11,087	10,267
	小計(③)	135,233	132,460	137,249
合計(①+②+③)		4,075,148	4,240,275	4,308,249

13. 出雲市相談支援事業所一覧

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、障がい者、その家族または介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。
(令和2年10月1日現在)

No.	機能強化	委託	指定特定相談支援事業所等	住 所	対 象			
					身体	知的	精神	児童
1	◎	○	ふあっと	武志町693-1			●	
2	◎	○	ハートピア出雲	武志町693-4	●	●	●	●
3			ケアステーションやわらぎ	知井宮町1192-9	●	●	●	●
4			フライエ	小山町362-1	●		●	
5		○	かのん	神西沖町2476-1	●	●	●	
6		○	さざなみ学園	神西沖町2534-2		●		●
7		○	出雲サンホーム	神西沖町1315	●	●	●	●
8			フィリア	灘分町532-1	●	●	●	●
9		○	プレーゲ	灘分町613	●	●	●	●
10			やまびこ園	佐田町一窪田1988	●	●	●	
11			ぽんぽん船	多伎町多岐892-7	●	●	●	●
12		○	光風園	湖陵町大池240-1	●	●	●	●
13			CSいずも相談支援事業所	大社町入南80-1	●	●	●	●
14		○	そうゆう相談センター	斐川町学頭1625-4		●	●	
15		○	太陽の里	斐川町名島90		●		
16			美野園	美野町1694-2	●	●	●	●
17			ほっと	佐田町一窪田1961-5	●	●	●	
18			児童発達支援センターわっこ	知井宮町238				●
19			NPO 法人たすけあい平田	西代町1032-4	●	●	●	
20			くま&ローズマリー相談室	湖陵町大池482	●	●	●	●
21			山根クリニック特定相談支援事業所	芦渡町789-2	●	●	●	
22			相談支援事業所Reve	武志町182-3	●	●	●	●
23			相談支援事業所わんぱく	東福町156-1	●	●	●	●
24			平安堂相談支援事業所	渡橋町334-1	●	●	●	●
25			相談支援事業所りこっと	渡橋町1198	●	●	●	●
26			相談支援事業所麦の家	斐川町学頭1510-2	●	●	●	
27			相談支援事業所はなきりん	天神町869		●	●	●
28			ぽてとはうす	平野町1183		●		
29			相談支援事業所ビリエット	平田町2194-5	●	●	●	●
30			いんくるネットいずも	朝山町284	●	●	●	●

※ ◎は相談支援機能強化事業所

※ ○は委託相談支援事業所

第2次出雲市障がい者計画
[令和3年度(2021)～令和8年度(2026)]

第6期出雲市障がい福祉計画
第2期出雲市障がい児福祉計画
[令和3年度(2021)～令和5年度(2023)]

【発行】

〒693-8530
島根県出雲市今市町70番地
出雲市 健康福祉部 福祉推進課
TEL 0853-21-2211(代)
FAX 0853-21-6598
メール fukushi@city.izumo.shimane.jp

